

目 次

津市告示

議決を経た予算の公表

公示送達

放置自転車等の撤去及び保管

津都市計画の変更

公示送達

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

市道路線の供用開始

公示送達

公示送達

平成28年産水稻に適用する共済掛金等

公示送達

公示送達

公示送達

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

国民健康保険被保険者証の無効

津市公告

開発行為に係る工事の完了

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

平成28年2月分津市農用地利用集積計画の決定

開発行為に係る工事の完了

道路位置指定

都市公園の設置及び供用開始

津市上下水道事業告示

津市下水道排水設備指定工事店の指定

津市下水道排水設備指定工事店の取り消し

津市水道局指定給水装置工事事業者の再開

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市上下水道事業公告

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）流域関連津市下水道事業計画変更に伴う協議書（案）の縦覧
中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）関連津市特定環境保全公共下水道事業計画変更に伴う協議書（案）の縦覧
下水道区域の供用開始区域

津市消防本部訓令

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令

津市選挙管理委員会告示

高野井土地改良区総代会総代選挙における選挙期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数
高野井土地改良区総代会総代選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任
高野井土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人の選任
選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数
農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係告示の整備に関する告示
高野井土地改良区総代会総代選挙における当選人
高野井土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与

津市監査委員告示

住民監査請求監査の結果の公表
住民監査請求監査の結果の公表

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 25 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、平成 28 年 2 月 16 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

平成 28 年 2 月 16 日に議決を経た予算

平成 27 年度津市一般会計補正予算（第 8 号）

平成 27 年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 27 年度津市国民健康保健事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 27 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 27 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度津市市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 7 年度津市一般会計補正予算（第 8 号）

平成 2 7 年度津市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 8, 0 5 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 8, 8 2 6, 7 5 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 2 月 1 2 日提出

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金		10,035,431	158,053	10,193,484
	1 特 別 会 計 繰 入 金	18,988	△72	18,916
	2 基 金 繰 入 金	10,016,443	158,125	10,174,568
歳 入 合 計		118,668,700	158,053	118,826,753

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		663,163	3,288	666,451
	1 議 会 費	663,163	3,288	666,451
2 総 務 費		16,728,092	37,091	16,765,183
	1 総 務 管 理 費	14,469,842	27,604	14,497,446
	2 徴 税 費	1,313,065	5,993	1,319,058
	3 戸籍住民基本台帳費	586,279	2,507	588,786
	4 選 挙 費	140,555	275	140,830
	5 統 計 調 査 費	136,366	164	136,530
	6 監 査 委 員 費	81,985	548	82,533
3 民 生 費		38,226,186	31,078	38,257,264
	1 社 会 福 祉 費	18,914,288	9,002	18,923,290
	2 児 童 福 祉 費	13,732,720	19,852	13,752,572
	3 生 活 保 護 費	5,569,007	2,224	5,571,231
4 衛 生 費		17,406,840	10,777	17,417,617
	1 保 健 衛 生 費	2,703,542	3,445	2,706,987
	2 斎 場 費	474,956	133	475,089
	3 環 境 費	475,566	3,143	478,709
	4 清 掃 費	12,926,526	3,576	12,930,102
	8 生 活 排 水 処 理 費	210,805	480	211,285
6 農 林 水 産 業 費		3,280,970	3,720	3,284,690
	1 農 業 費	2,416,484	3,199	2,419,683
	2 林 業 費	203,071	280	203,351
	3 水 産 業 費	238,387	178	238,565
	4 農 業 集 落 排 水 費	423,028	63	423,091
7 商 工 費		1,455,093	3,039	1,458,132
	1 商 工 費	1,455,093	3,039	1,458,132
8 土 木 費		15,296,356	18,797	15,315,153
	1 土 木 管 理 費	240,567	2,102	242,669
	2 道 路 橋 り よ う 費	5,600,712	6,987	5,607,699
	3 河 川 費	277,881	522	278,403
	5 都 市 計 画 費	8,682,921	7,934	8,690,855
	6 住 宅 費	427,604	1,252	428,856
9 消 防 費		4,072,405	21,738	4,094,143
	1 消 防 費	4,072,405	21,738	4,094,143
10 教 育 費		11,047,067	28,525	11,075,592
	1 教 育 総 務 費	1,982,412	6,260	1,988,672

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 小 学 校 費	3,342,853	5,454	3,348,307
	3 中 学 校 費	1,982,067	1,650	1,983,717
	4 幼 稚 園 費	1,590,294	9,002	1,599,296
	5 社 会 教 育 費	1,588,251	3,228	1,591,479
	6 短 期 大 学 費	561,190	2,931	564,121
歳 出	合 計	118,668,700	158,053	118,826,753

平成 2 7 年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 7 年度津市のモーターボート競走事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 2 月 1 2 日提出

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 艇 事 業 費		44,617,459	1,568	44,619,027
	1 総 務 費	492,557	1,568	494,125
2 基 金 積 立 金		350,441	△1,568	348,873
	1 基 金 積 立 金	350,441	△1,568	348,873
歳 出 合 計		45,256,673		45,256,673

平成 27 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 27 年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 0 1 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 2, 0 9 9, 4 4 9 千円とする。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5, 8 7 6 千円とする。

3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 1 2 日提出

津市長 前 葉 泰 幸

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰入金		1,919,017	2,011	1,921,028
	1 繰入金	1,919,017	2,011	1,921,028
歳入合計		32,097,438	2,011	32,099,449

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		413,184	1,948	415,132
	1 総務管理費	285,461	1,948	287,409
11 諸支出金		428,949	63	429,012
	2 繰出金	13,908	63	13,971
歳出合計		32,097,438	2,011	32,099,449

直営診療施設勘定

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		13,908	63	13,971
	1 事業勘定繰入金	13,908	63	13,971
歳 入 合 計		25,813	63	25,876

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		19,774	63	19,837
	1 施設管理費	19,774	63	19,837
歳 出 合 計		25,813	63	25,876

平成 2 7 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 7 年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 7 0 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6, 5 4 0, 5 7 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 2 月 1 2 日提出

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		5,665,724	81	5,665,805
	1 介 護 保 険 料	5,665,724	81	5,665,805
3 国 庫 支 出 金		6,054,831	143	6,054,974
	2 国 庫 補 助 金	1,457,051	143	1,457,194
5 県 支 出 金		3,756,392	72	3,756,464
	2 県 補 助 金	92,315	72	92,387
7 繰 入 金		3,705,501	1,413	3,706,914
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,705,501	1,413	3,706,914
歳 入 合 計		26,538,862	1,709	26,540,571

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		393,476	1,341	394,817
	1 総 務 管 理 費	118,682	941	119,623
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	80,410	400	80,810
3 地 域 支 援 事 業 費		497,680	368	498,048
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	430,248	368	430,616
歳 出 合 計		26,538,862	1,709	26,540,571

平成 2 7 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 7 年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 9 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 7 6 0, 5 4 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 2 月 1 2 日提出

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		3,345,620	498	3,346,118
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,345,620	498	3,346,118
歳 入 合 計		5,760,050	498	5,760,548

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		85,691	498	86,189
	1 総 務 管 理 費	67,866	498	68,364
歳 出 合 計		5,760,050	498	5,760,548

平成 2 7 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 7 年度津市の市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2 6 , 3 4 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 2 月 1 2 日提出

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰 入 金		65,556	200	65,756
	1 一 般 会 計 繰 入 金	65,556	200	65,756
歳 入 合 計		426,148	200	426,348

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		27,242	50	27,292
	1 総 務 管 理 費	27,242	50	27,292
2 事 業 費		358,231	150	358,381
	1 市 営 浄 化 槽 事 業 費	358,231	150	358,381
歳 出 合 計		426,148	200	426,348

平成 2 7 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 7 年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 5 4, 6 0 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 2 月 1 2 日提出

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		423,028	63	423,091
	1 繰 入 金	423,028	63	423,091
歳 入 合 計		554,540	63	554,603

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		10,091	63	10,154
	1 総 務 管 理 費	10,091	63	10,154
歳 出 合 計		554,540	63	554,603

平成 2 7 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 7 年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 4 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 8 0, 9 6 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 2 月 1 2 日提出

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		606,119	545	606,664
	1 繰 入 金	606,119	545	606,664
歳 入 合 計		680,421	545	680,966

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		493,113	545	493,658
	1 事 業 費	493,113	545	493,658
歳 出 合 計		680,421	545	680,966

平成 2 7 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 7 年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 2 月 1 2 日提出

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		31,623		31,623
	1 総 務 管 理 費	31,623		31,623
歳 出 合 計		65,474		65,474

津市告示第 26 号

下記の者に共有者への納付の告知を行うが、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 28 年 3 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者

○○ ○○

津市告示第 2 7 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項及び第 1 3 条第 2 項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 3 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
安濃町田端上野地内	1	平成 2 8 年 2 月 1 日
一身田町地内	1	平成 2 8 年 2 月 1 日
神戸地内	1	平成 2 8 年 2 月 2 日
中河原地内	1	平成 2 8 年 2 月 5 日
大里川北町地内	1	平成 2 8 年 2 月 1 0 日
一身田町地内	1	平成 2 8 年 2 月 1 0 日
大門地内	1	平成 2 8 年 2 月 1 0 日
相生町地内	1	平成 2 8 年 2 月 1 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 1 7 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 8 年 2 月 1 7 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 1 8 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 1 9 日
白山町南出地内	1	平成 2 8 年 2 月 1 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 2 2 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 2 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 2 3 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 2 3 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 2 4 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 2 4 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 2 4 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 2 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 2 6 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 2 9 日

2 保管期間

告示の日から 90 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 28 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成 28 年 3 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の地区
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所
津市都市計画部都市政策課

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、あてどころ不明のため、送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

平成28年3月8日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇	〇 〇〇〇	差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 3 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 3 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 3 3 2 4 北河路橋安東小学校線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市南河路字西屋 451 番地先から 津市北河路町字垣内 508 番 2 地先まで	旧	2.8～11.0	61.3
津市南河路字西屋 451 番地先から 津市北河路町字垣内 508 番 2 地先まで	新	4.9～9.8	61.3

2 3 3 2 4 北河路橋安東小学校線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市北河路町字山角 117 番 2 地先から 津市納所町字東沢田 494 番 4 地先まで	旧	22.0～29.0	725.3
津市北河路町字山角 117 番 2 地先から 津市納所町字東沢田 494 番 4 地先まで	新	22.2～29.7	725.3

3 路線名 3367 納所一色町第1号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市納所町字蔵田 700 番 2 地先から 津市一色町字平田 252 番 2 地先まで	旧	4.1~8.0	616.1
津市納所町字蔵田 700 番 2 地先から 津市一色町字平田 252 番 2 地先まで	新	13.5~16.2	616.1

4 路線名 3620 納所北河路町第2号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市北河路町字荒堀 13 番 2 地先から 津市北河路町字垣内 587 番 2 地先まで	旧	5.1~11.2	441.5
津市北河路町字荒堀 13 番 2 地先から 津市北河路町字垣内 587 番 2 地先まで	新	5.7~18.7	441.5

5 路線名 7079 山本三谷線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市美杉町下之川字鰐垣内 6236 番 1 地先から 津市美杉町下之川字富田 6202 番 1 地 先まで	旧	7.0~8.0	453.1
津市美杉町下之川字鰐垣内 6236 番 1 地先から 津市美杉町下之川字富田 6202 番 1 地 先まで	新	8.2~16.0	453.1

6 路線名 7080 三谷上村線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市美杉町下之川字富田 6202 番 1 地 先から 津市美杉町下之川字村 5300 番 1 地先 まで	旧	7.0～8.0	345.5
津市美杉町下之川字富田 6202 番 1 地 先から 津市美杉町下之川字村 5300 番 1 地先 まで	新	10.4～15.7	345.5

津市告示第 3 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 3 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
3 3 2 4	北河路橋安東小学校 線	津市南河路字西屋 451 番 地先から	平成 2 8 年 3 月 2 8 日
		津市北河路字垣内 508 番 2 地先まで	
3 3 2 4	北河路橋安東小学校 線	津市北河路字山角 117 番 2 地先から	平成 2 8 年 3 月 2 8 日
		津市納所町字東沢田 494 番 4 地先まで	
3 3 6 7	納所一色町第 1 号線	津市納所町字蔵田 700 番 2 地先から	平成 2 8 年 3 月 2 8 日
		津市一色町字平田 252 番 2 地先まで	
3 6 2 0	納所北河路町第 2 号 線	津市北河路町字荒堀 13 番 2 地先から	平成 2 8 年 3 月 2 8 日
		津市北河路町字垣内 587 番 2 地先まで	
7 0 7 9	山本三谷線	津市美杉町下之川字鰐垣 内 6236 番 1 地先から	平成 2 8 年 4 月 1 日
		津市美杉町下之川字富田 6202 番 2 地先まで	

7080	三谷上村線	津市美杉町下之川字富田 6202 番 1 地先から	平成 28 年 4 月 1 日
		津市美杉町下之川字村 5300 番 1 地先まで	

津市告示第 3 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 3 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
1 0 0 2	河芸町島崎町線	津市白塚町字浜新田 1705 番地先 から	平成 2 8 年 3 月 9 日
		津市河芸町影重字浜新田 3111 番 1 地先まで	

津市告示第 3 3 号

下記の者の配当計算書（謄本）、充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 8 年 3 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	配当計算書（謄本）、 充当通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 3 4 号

下記の者の平成 2 7 年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 1 3 年法律第 6 0 号）第 7 8 条により準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 8 年 3 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇

津市告示第 3 5 号

平成 2 8 年産の水稻に適用する共済掛金率等を津市農業共済条例第 3 7 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 3 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

農作物（水稻）共済掛金率等一覧表

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の種別	法第 1 0 7 条第 4 項の規定による危険段階別	単位当たり共済金額	共済掛金率	共済加入者負担共済掛金率
水稻	法 第 106 条第 1 項第 1 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 30	1 農作物危険段階基準共済掛金設定要領（以下「要領」という。）により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稻の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	主食用 191 円 飼料用 40 円	0.782 0.391000
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稻の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	米粉用 84 円	0.309 0.154500
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稻の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者		0.266 0.133000
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者		0.250 0.125000
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者		0.244 0.122000
			平成 27 年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者		0.261 0.130500
		100 分の 40	1 要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稻の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者		0.443 0.221500
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稻の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者		0.175 0.087500

		3	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.6%未満の農作物共済加入者	0.151	0.075500
		4	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.142	0.071000
		5	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.138	0.069000
			平成27年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	0.148	0.074000
	100分の50	1	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	0.276	0.138000
		2	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が1.6%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.109	0.054500
		3	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.6%未満の農作物共済加入者	0.094	0.047000
		4	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.088	0.044000
		5	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.086	0.043000
			平成27年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	0.092	0.046000
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	1.091	0.545500
		2	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が1.6%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.431	0.215500
		3	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.6%未満の農作物共済加入者	0.371	0.185500

		4	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.349	0.174500
		5	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.340	0.170000
			平成27年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	0.364	0.182000
	100分の30	1	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	0.342	0.171000
		2	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が1.6%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.135	0.067500
		3	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.6%未満の農作物共済加入者	0.116	0.058000
		4	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.109	0.054500
		5	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.107	0.053500
			平成27年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	0.114	0.057000
	100分の40	1	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	0.147	0.073500
		2	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が1.6%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.058	0.029000
		3	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.6%未満の農作物共済加入者	0.050	0.025000
		4	要領により算出した平成9年産から平成26年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.047	0.023500

法 第 106 条 第 1 項 第 3 号 に 規 定 す る 金 共 済 と 農 作 物 共 済		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	0.046	0.023000
			平成 27 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.049	0.024500
	100 分の 10	1	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	2.610	1.305000
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	1.031	0.515500
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	0.888	0.444000
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	0.834	0.417000
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	0.814	0.407000
			平成 27 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	0.871	0.435500
	100 分の 20	1	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	0.689	0.344500
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	0.272	0.136000
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	0.234	0.117000
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	0.220	0.110000
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	0.215	0.107500

			平成 27 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者		0.230	0.115000
	100 分の 30	1	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者		0.123	0.061500
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者		0.049	0.024500
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者		0.042	0.021000
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者		0.039	0.019500
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者		0.038	0.019000
			平成 27 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者		0.041	0.020500
法 第 150 条の 3 の 3 第 1 項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 90	1	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	-	2.747	1.373500
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	-	1.086	0.543000
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	-	0.935	0.467500
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	-	0.878	0.439000
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	-	0.857	0.428500
			平成 27 年産の水稲以後新たに共済関係の存することとなる者	-	0.917	0.458500

	100 分の 80	1	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稻の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	-	0.722	0.361000
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稻の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	-	0.285	0.142500
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稻の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	-	0.246	0.123000
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	-	0.231	0.115500
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	-	0.225	0.112500
			平成 27 年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	-	0.241	0.120500
	100 分の 70	1	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稻の被害率の平均が 10.0%以上の農作物共済加入者	-	0.129	0.064500
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稻の被害率の平均が 1.6%以上 10.0%未満の農作物共済加入者	-	0.051	0.025500
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稻の被害率の平均が 0.5%以上 1.6%未満の農作物共済加入者	-	0.044	0.022000
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の農作物共済加入者	-	0.041	0.020500
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 26 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%未満の農作物共済加入者	-	0.040	0.020000
			平成 27 年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	-	0.043	0.021500

下記の者の平成２６年度市民税県民税第３期～第４期分督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第２０条の２の規定により公示送達する。

平成28年3月11日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○	平成 2 6 年度市民税県民税 第 3 期～第 4 期分督促状

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

平成28年3月11日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	〇〇 〇	差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 38 号

下記の者の市民税県民税の督促状、固定資産税都市計画税の督促状は、あてどころ不明のため、送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 28 年 3 月 11 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇	市民税県民税督促状平成 23 年第 2 期、平成 24 年第 2 期から平成 24 年第 4 期、平成 26 年第 9 期

注意：地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 3 9 号

下記の者の平成 2 6 年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 1 3 年法律第 6 0 号）第 7 8 条により準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇

○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○
----------------	-------

津市告示第 4 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

粟加区自治会

三重県津市安濃町粟加 5 1 6 番地

代表者 真 川 新 也

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	中 川 石 生 三重県津市安濃町粟加 9 1 9 番地
変更後	真 川 新 也 三重県津市安濃町粟加 2 1 0 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 8 年 2 月 7 日の定期総会において選任され、平成 2 8 年 2 月 2 2 日から就任することになったため。

津市告示第 4 1 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 2 8 年 3 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0 2 7 2 9 7 1	平成 2 8 年 1 月 1 3 日	平成 2 8 年 2 月 8 日
0 4 0 3 4 2 7	平成 2 7 年 1 0 月 1 日	平成 2 8 年 1 月 2 6 日
1 1 8 7 5 3 9	平成 2 7 年 1 0 月 1 日	平成 2 8 年 2 月 2 2 日

津市公告第 26 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 28 年 3 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 28 年 2 月 29 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市垂水字丸山 285 番ほか 27 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市高茶屋小森町 4000 番地 2
株式会社川崎ハウジング中部
代表取締役 川崎昌美

津市公告第 27 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 3 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

428030701

公 告 日	平成28年3月7日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成27年度営財管継第68号 (仮称) 津市応急クリニック及び教育委員会庁舎電気設備工事			
工 事 場 所	津市 西丸之内	地内		
工 事 概 要	新築 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建 延面積 1,621m ² ※上記に係る電気設備工事 一式			
工 期	契約締結の日から 平成29年1月16日 まで			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置 (監理技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成28年3月25日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成28年3月25日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成28年3月16日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成28年3月22日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成28年3月25日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成28年3月30日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	98,791,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・本件入札は、「平成27年度営財管継第66号(仮称)津市応急クリニック及び教育委員会庁舎建築工事」の工事請負契約について、平成28年3月津市議会定例会において議決を得られなかったときは、入札を延期又は中止する場合がある。			

事後審査型条件付一般競争入札

428030702

公 告 日	平成28年3月7日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成27年度営財管継第69号 (仮称) 津市応急クリニック及び教育委員会庁舎機械設備工事			
工 事 場 所	津市 西丸之内	地内		
工 事 概 要	新築 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建 延面積 1,621m ² ※上記に係る機械設備工事 一式			
工 期	契約締結の日から 平成29年1月16日 まで			
発 注 業 種	管			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成28年3月25日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成28年3月25日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成28年3月16日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成28年3月22日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成28年3月25日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成28年3月30日 午前9時15分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	82,101,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・本件入札は、「平成27年度営財管継第66号(仮称)津市応急クリニック及び教育委員会庁舎建築工事」の工事請負契約について、平成28年3月津市議会定例会において議決を得られなかったときは、入札を延期又は中止する場合がある。			

津市公告第 28 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 28 年 3 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成 28 年 3 月 2 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市河芸町杜の街一丁目～五丁目地内（第 9-2 工区の一部，第 10 工区の一部）公共施設

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市丸之内 9-18

三交不動産株式会社

取締役社長 森口 文生

備 考 部分完了（配水池完了に伴う第 9-2 工区の一部，第 10 工区の一部）
公共施設（水道用地，道路・緑道の一部）

津市公告第 29 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 28 年 3 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 28 年 3 月 4 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市安濃町戸島字山ノ下569番3ほか5筆の内一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市安濃町妙法寺892
社会福祉法人 聖フランシスコ会
理事長 秋元眞樹

津市公告第 30 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 28 年 3 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 3 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 8 年 3 月 9 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高野尾町字大谷5641番ほか45筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市高野尾町1868番地3
株式会社フューチャー・ファーム・コミュニティ三重
代表取締役 赤塚充良

津市公告第 3 2 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 8 年 3 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定にかかる道路の種類

第 4 2 条第 1 項第 5 号

2 指定の年月日

平成 2 8 年 3 月 1 1 日

3 指定道路の位置

津市上浜町六丁目 1 7 4 番 6、1 7 7 番 2 の一部

4 指定道路の延長及び幅員

延長 3 4 . 1 メートル

幅員 4 . 0 メートル

津市公告第 33 号

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 及び津市都市公園条例（平成 18 年津市条例第 197 号）第 2 条の規定により、都市公園を設置したので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成 28 年 3 月 15 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日

都市公園の名称	位 置	区 域	供用開始の期日
垂水ふれあい公園	津市垂水 291 番地 13	別 図 の とおり	平成 28 年 3 月 31 日
栗真小川公園	津市栗真小川町 85 4 番地 2	別 図 の とおり	平成 28 年 3 月 31 日
笠取ふれあい公園	津市半田 1157 番 地 43	別 図 の とおり	平成 28 年 3 月 31 日
元町南公園	津市久居元町 175 7 番地 20	別 図 の とおり	平成 28 年 3 月 31 日

2 関係図書の縦覧場所

津市建設部建設整備課

津市上下水道事業告示第13号

津市公共下水道条例（平成18年条例第201号）第6条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第17条第1項の規定により告示する。

平成28年3月2日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

指定した工事店

工 事 店 名	所 在 地	指 定 期 間
山崎住宅設備	伊賀市川東 2426番地	平成28年2月15日から 平成31年3月31日まで

津市上下水道事業告示第14号

津市公共下水道条例（平成18年津市条例第201号）第15条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定を取り消したので、同条例第17条第1項第2号の規定により告示する。

平成28年3月9日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

指定を取り消した工事店

工 事 店 名	所 在 地	取消し年月日
株式会社 広山建設	津市美杉町太郎生 1804番地	平成28年3月4日

津市上下水道事業告示第 15 号

津市水道局指定給水装置工事事業者が給水工事の事業を再開したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 2 号の規定により告示する。

平成 28 年 3 月 9 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	再開年月日
株式会社伊勢組	津市半田 403 番地 3	平成 28 年 2 月 1 日

津市上下水道事業告示第16号

津市水道事業給水条例（平成18年津市条例第222号）第11条第4項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成28年3月9日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社青山建設	津市美杉町八知 76 番地	平成28年2月18日

津市上下水道事業告示第 17 号

津市水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 222 号）第 11 条第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 28 年 3 月 9 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社広和	津市中河原 2106 番地	平成 28 年 2 月 24 日

津市上下水道事業公告第1号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項による同法施工令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）流域関連津市公共下水道事業計画を変更したいので、次のとおり事業計画の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができます。

平成28年3月2日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

- 1 下水道事業の種類及び名称
中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）関連津市公共下水道
- 2 事業の期間
平成10年3月17日から平成33年3月31日まで
- 3 縦覧場所
津市下水道局下水道建設課
- 4 縦覧期間
平成28年3月2日(水)から平成28年3月15日(火)まで
(午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土日・祝日除く。)

津市上下水道事業公告第2号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項による同法施工令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）関連津市特定環境保全公共下水道事業計画を変更したいので、次のとおり事業計画の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができます。

平成28年3月2日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

- 1 下水道事業の種類及び名称
中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）関連津市特定環境保全公共下水道
- 2 拡大区域(予定)
津市一志町井生 4.2h
- 3 事業の期間
平成28年11月6日から平成33年3月31日まで
- 4 縦覧場所
津市下水道局下水道建設課
- 5 縦覧期間
平成28年 3月 2日(水)から平成28年 3月15日(火)まで
(午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土日・祝日除く。)

津市上下水道事業公告第3号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定により次のとおり公告します。

なお、関係図面は平成28年3月17日から平成28年3月30日まで津市下水道局下水道総務課において一般の縦覧に供します。

平成28年 3月14日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

1 供用及び処理を開始する年月日

平成28年3月31日

2 下水を排除及び処理する区域

(1) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

高茶屋小森町の一部、垂水の一部、藤方の一部、下弁財町津興の一部、柳山津興の一部、船頭町津興の一部、半田の一部、美川町の一部、香良洲町馬場の一部

(2) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

一志町八太の一部、一志町田尻の一部、一志町高野の一部、一志町井関の一部、一志町小山の一部、白山町川口の一部

(3) 津市単独公共下水道（中央処理区）

寿町の一部

(4) 津市単独公共下水道（棕本処理区）

芸濃町棕本の一部

(5) 津市単独公共下水道（雲林院処理区）

芸濃町中縄の一部

3 供用を開始する排水設備の位置

別図（供用開始区域）のとおり

4 供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別
分流式

5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

津市雲出鋼管町52番地5

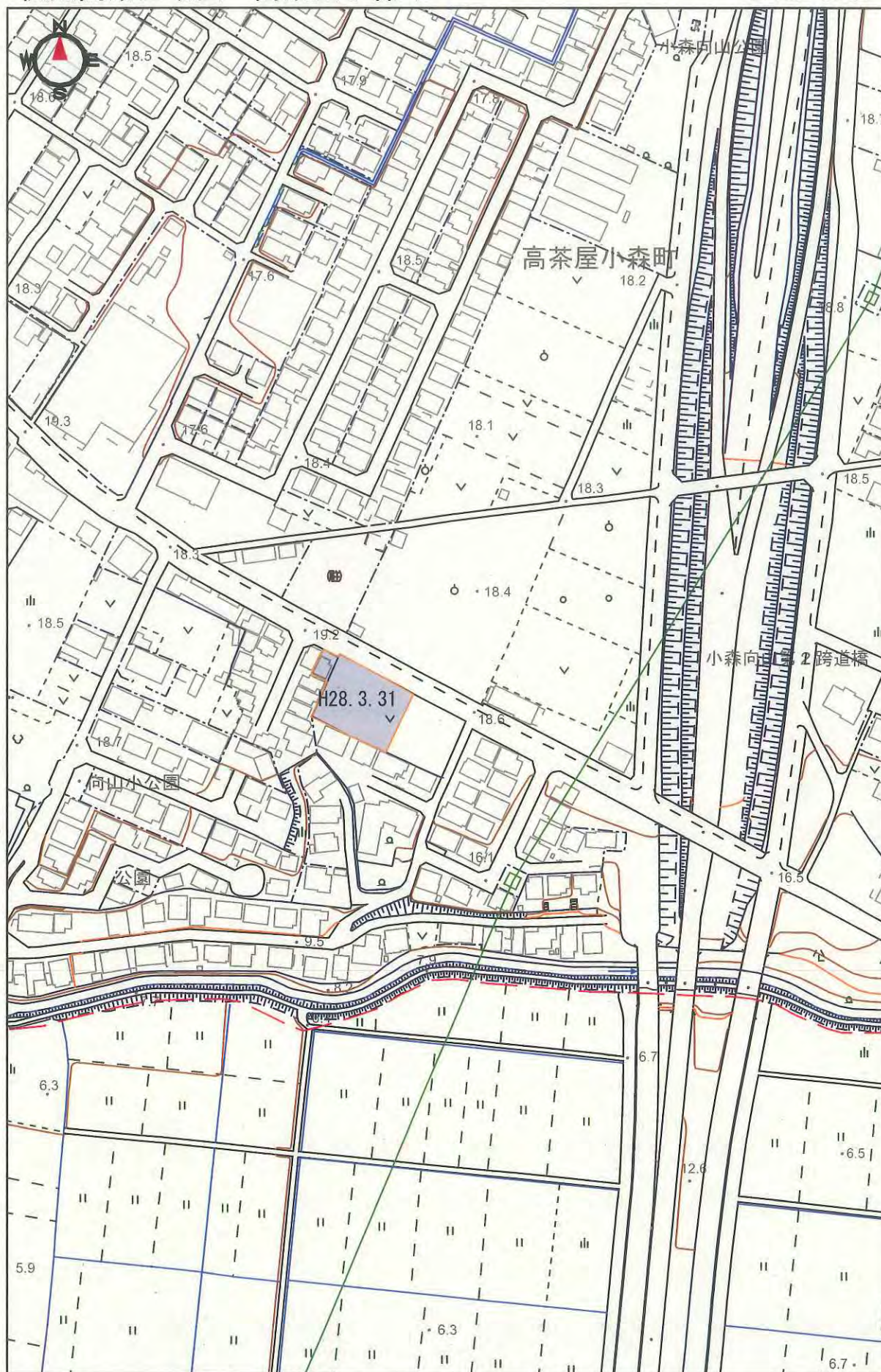
雲出川左岸浄化センター

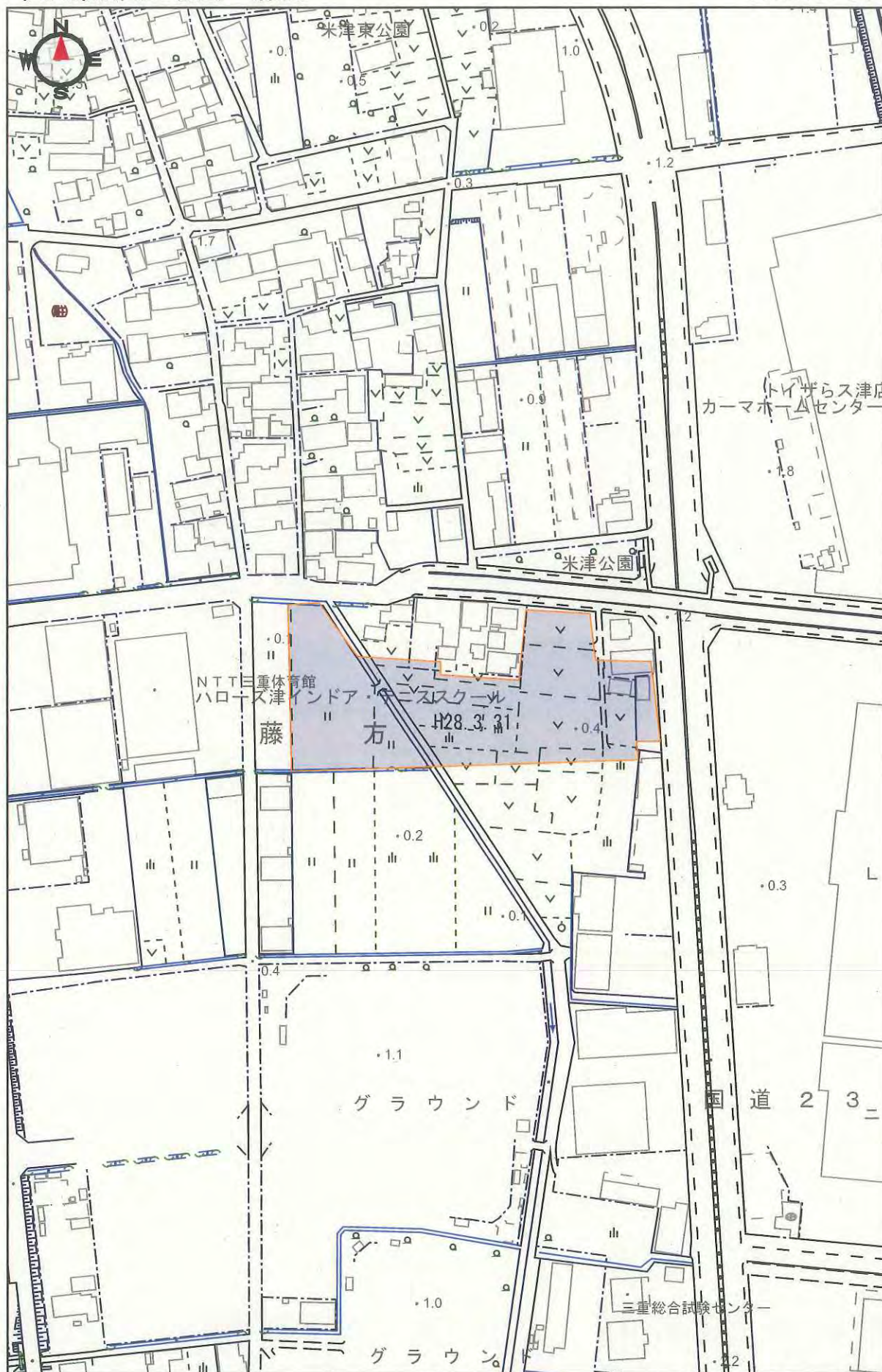
(2) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

松阪市高須町3922

松阪浄化センター

- (3) 津市単独公共下水道（中央処理区）
津市高洲町 3 4 番 1 号
津市中央浄化センター
- (4) 津市単独公共下水道（棕本処理区）
津市芸濃町棕本 2 5 7 6 番地
津市棕本浄化センター
- (5) 津市単独公共下水道（雲林院処理区）
津市芸濃町棕本 4 8 番地
津市雲林院浄化センター

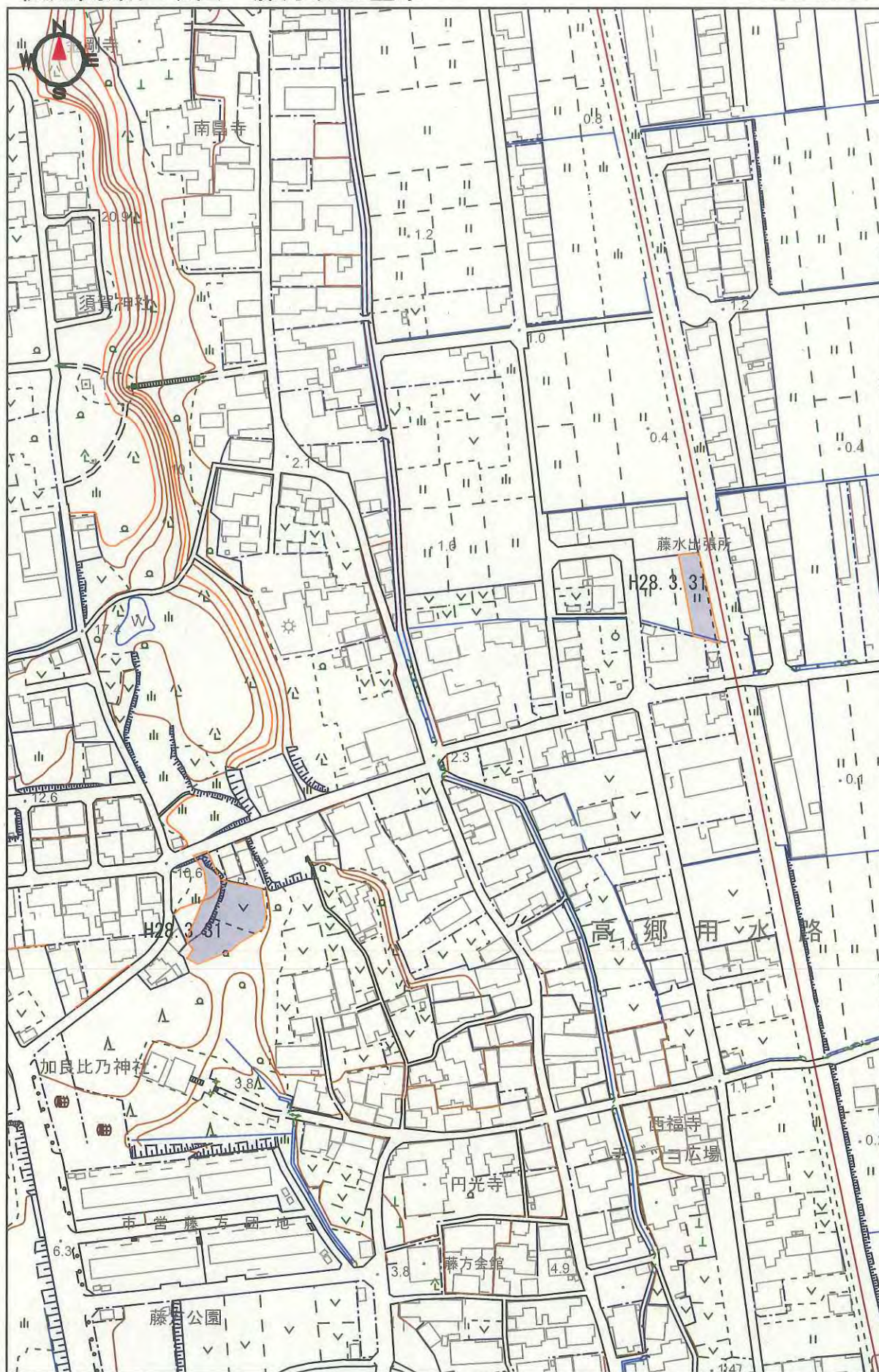




0 100m

1:2,500

津第5-1処理分区

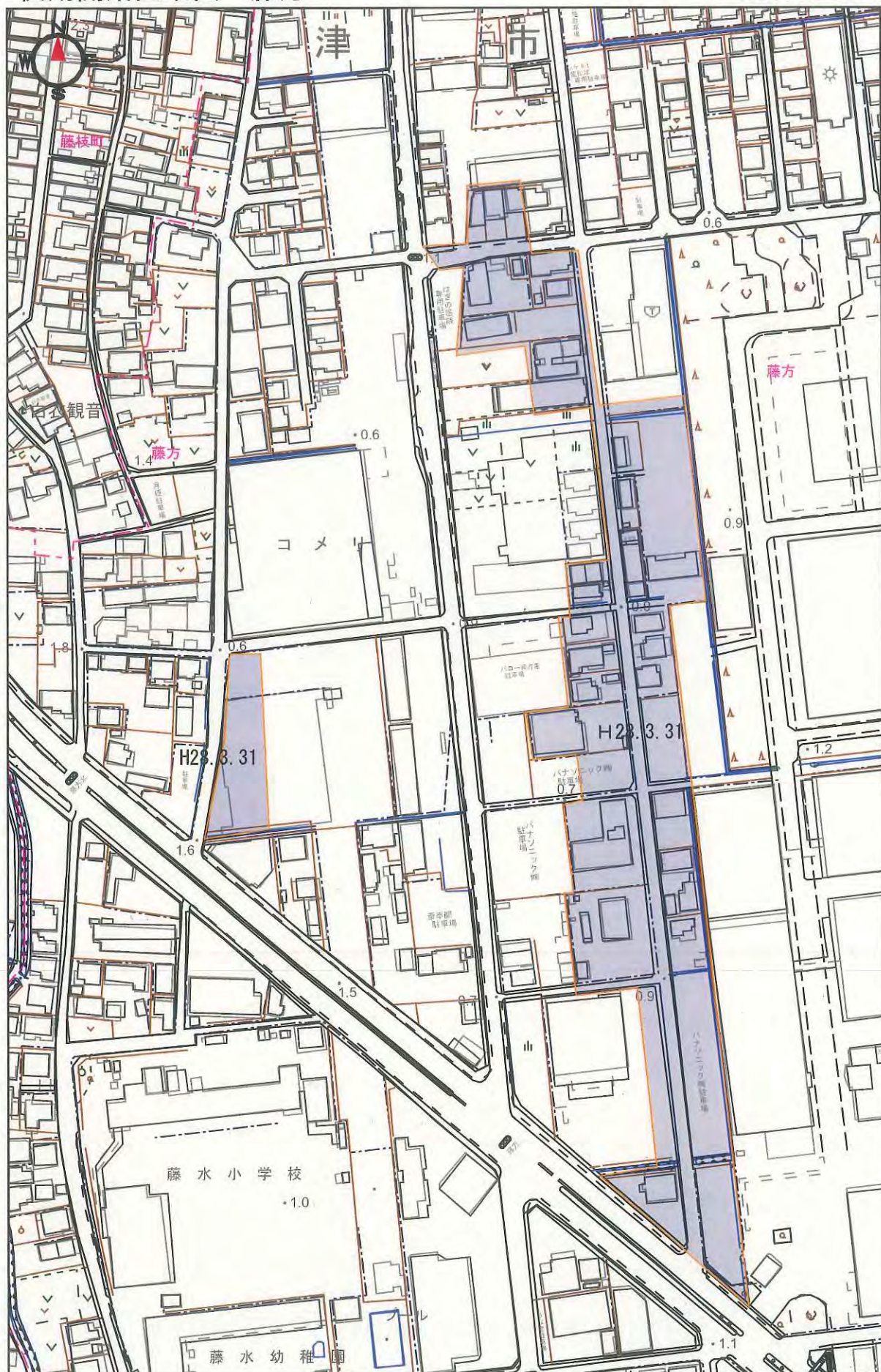


0 100m

1:2,500

津第5-1処理分区





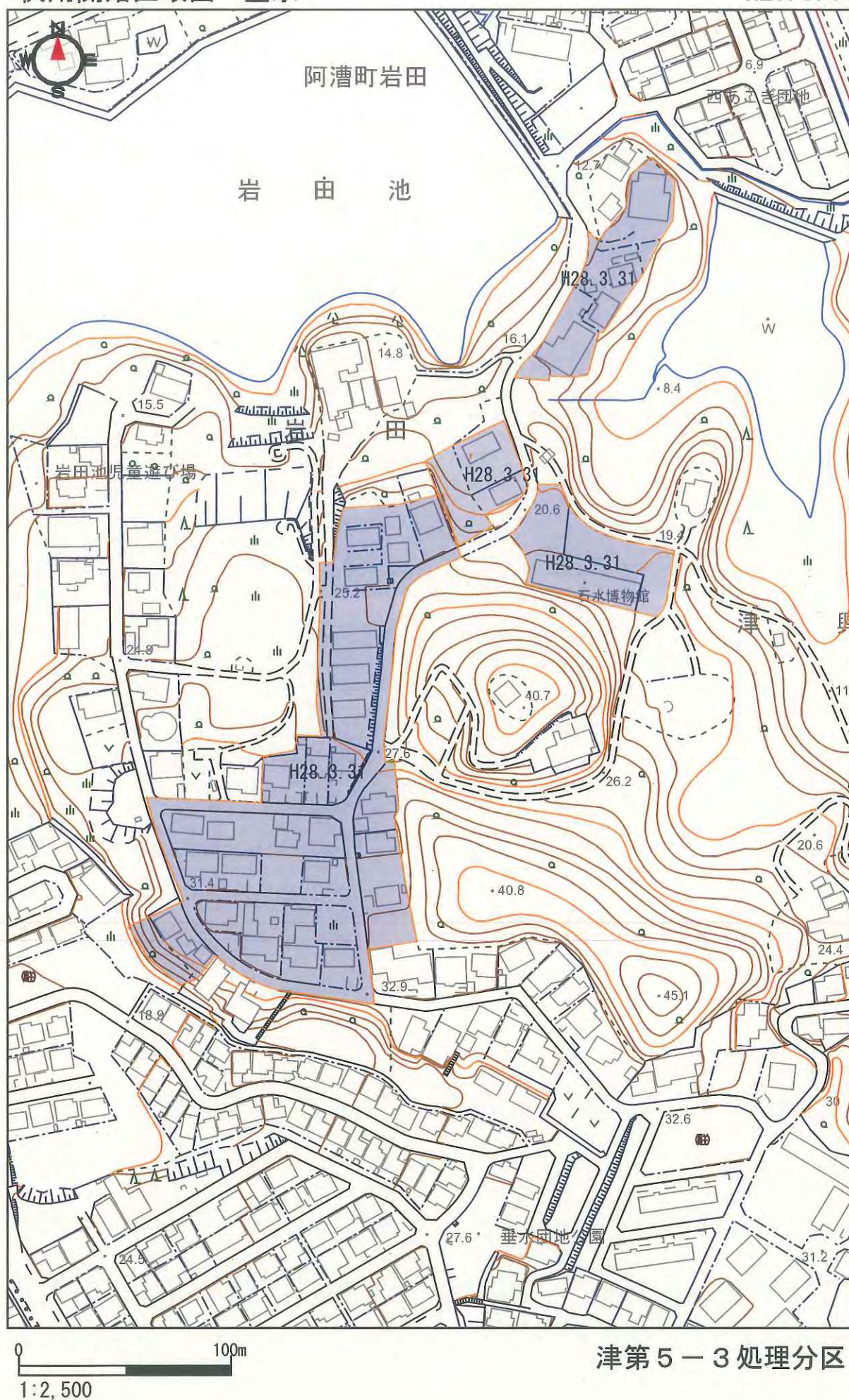
0 100m
1:2,500

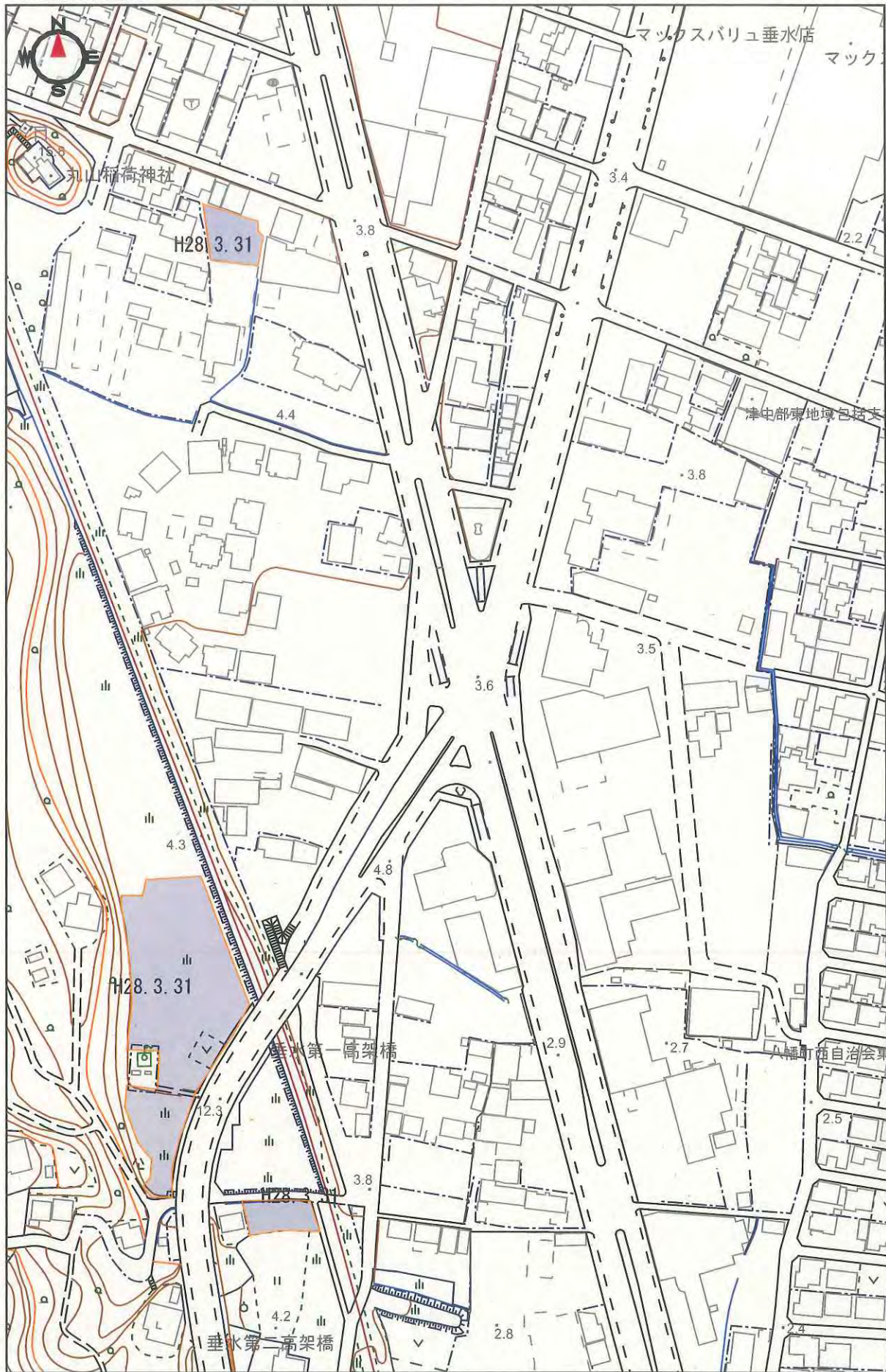
津第5-2処理分区



0 100m
1:2,500

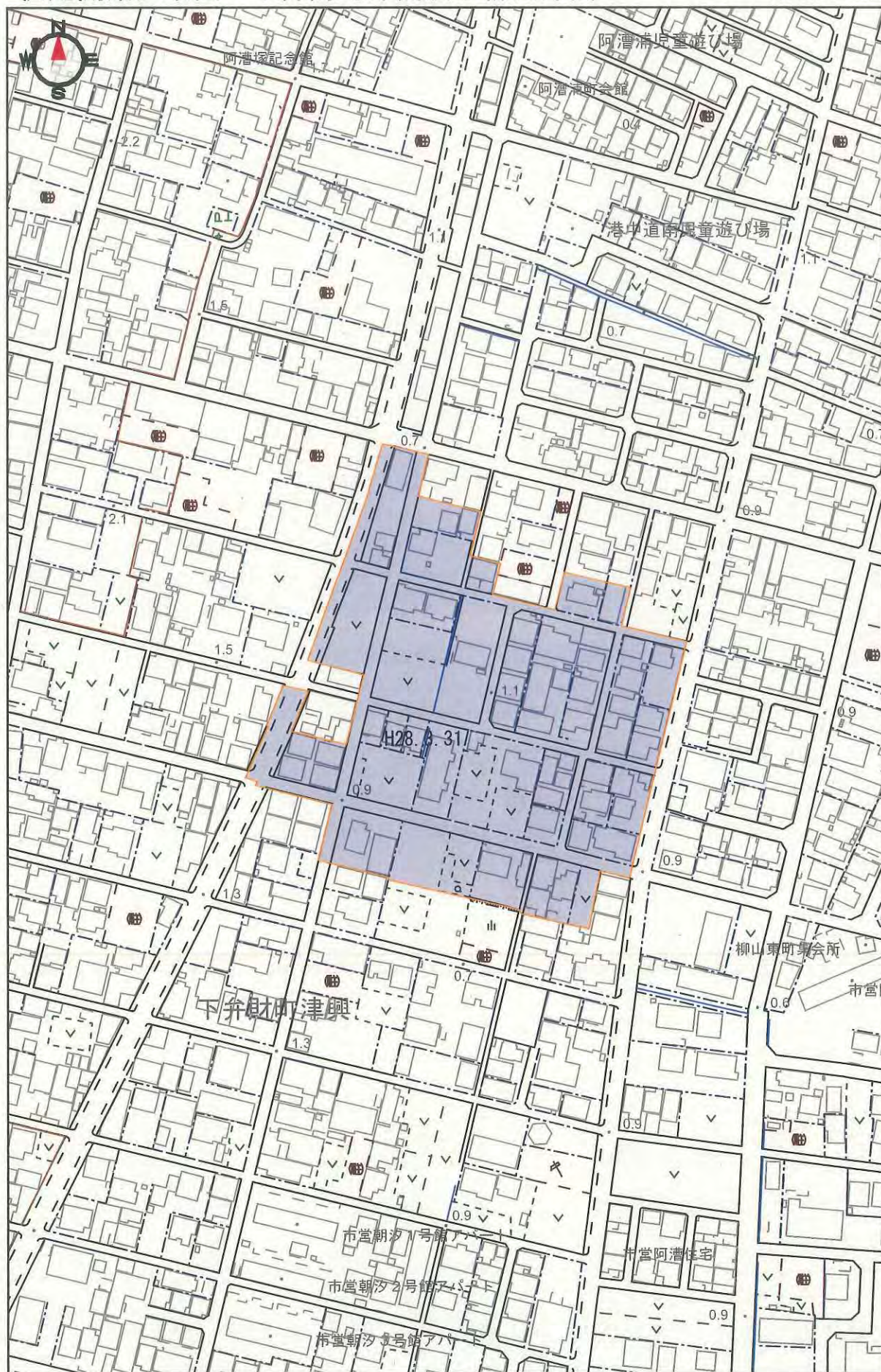
津第5-2処理分区





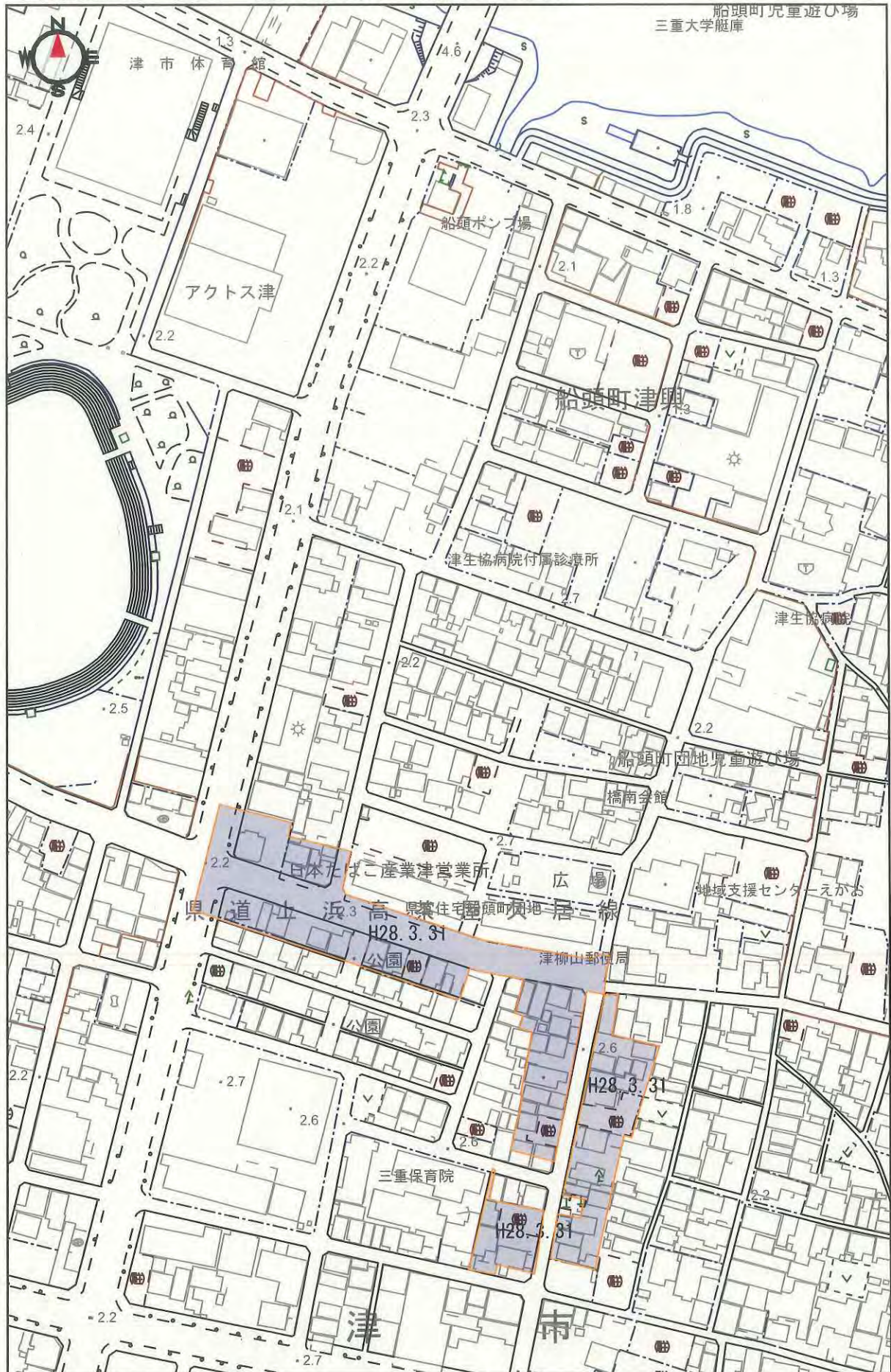
0 100m
1:2,500

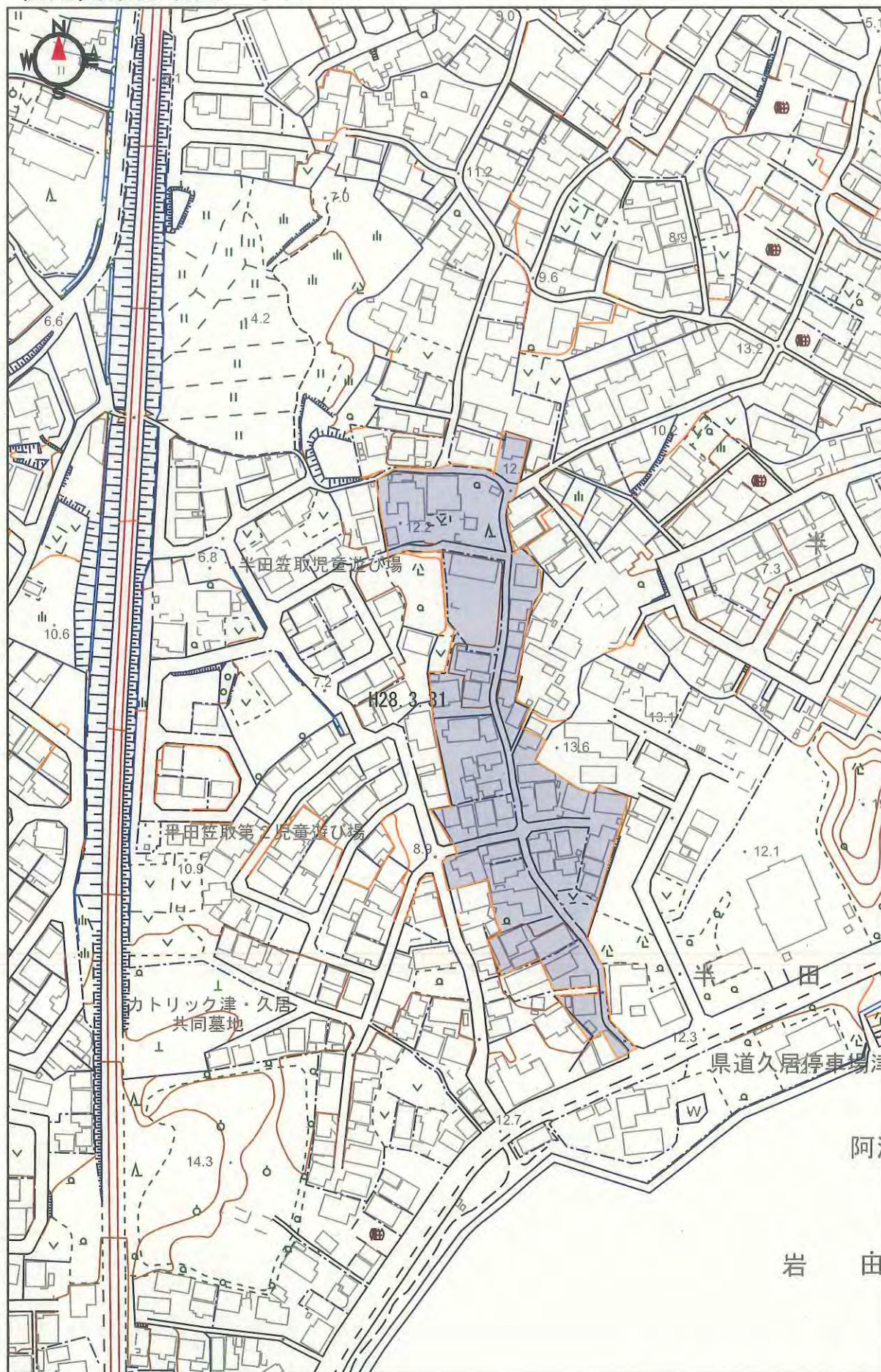
津第5-3処理分区



0 100m
1:2,500

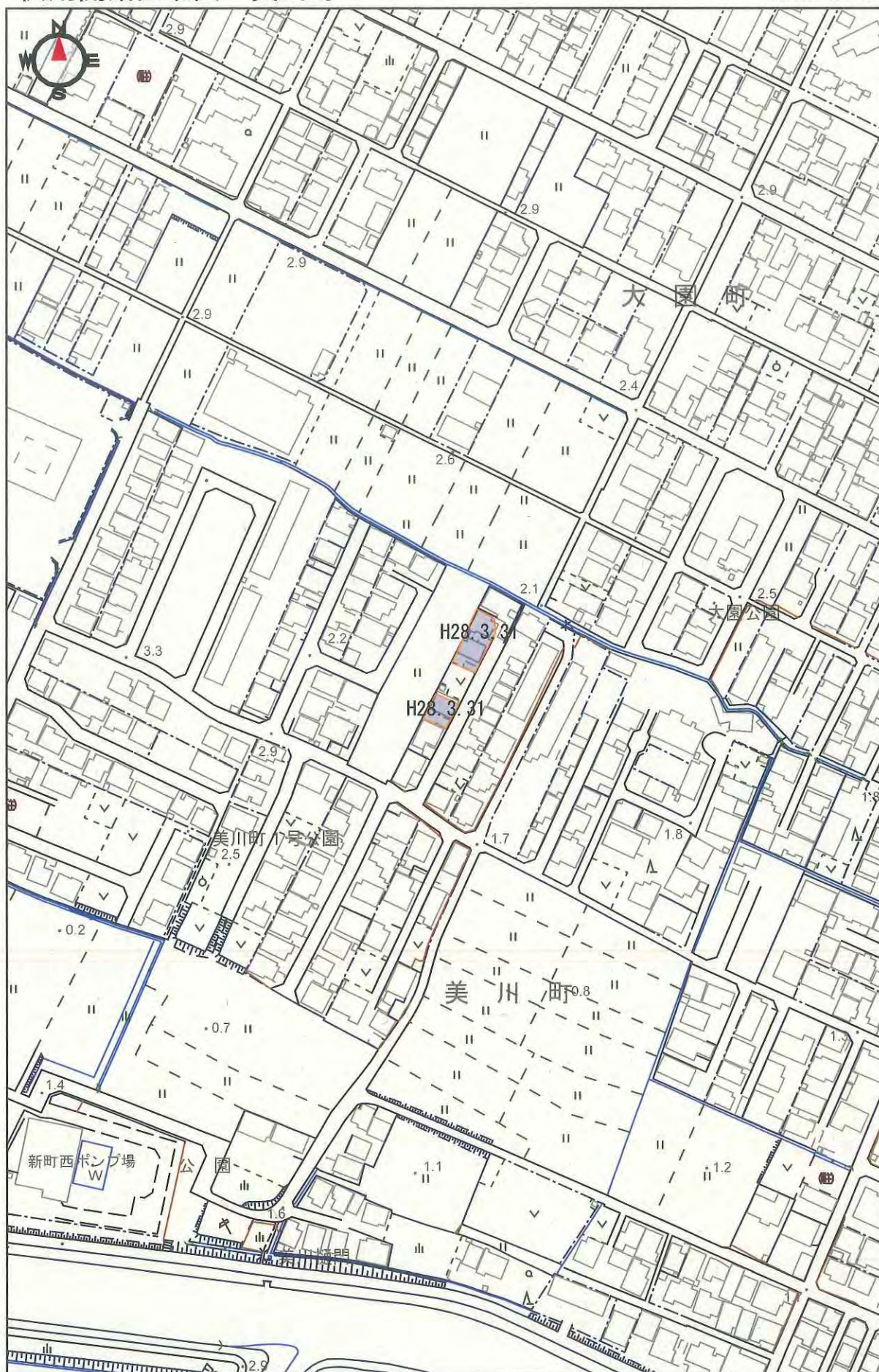
津第5-4処理分区





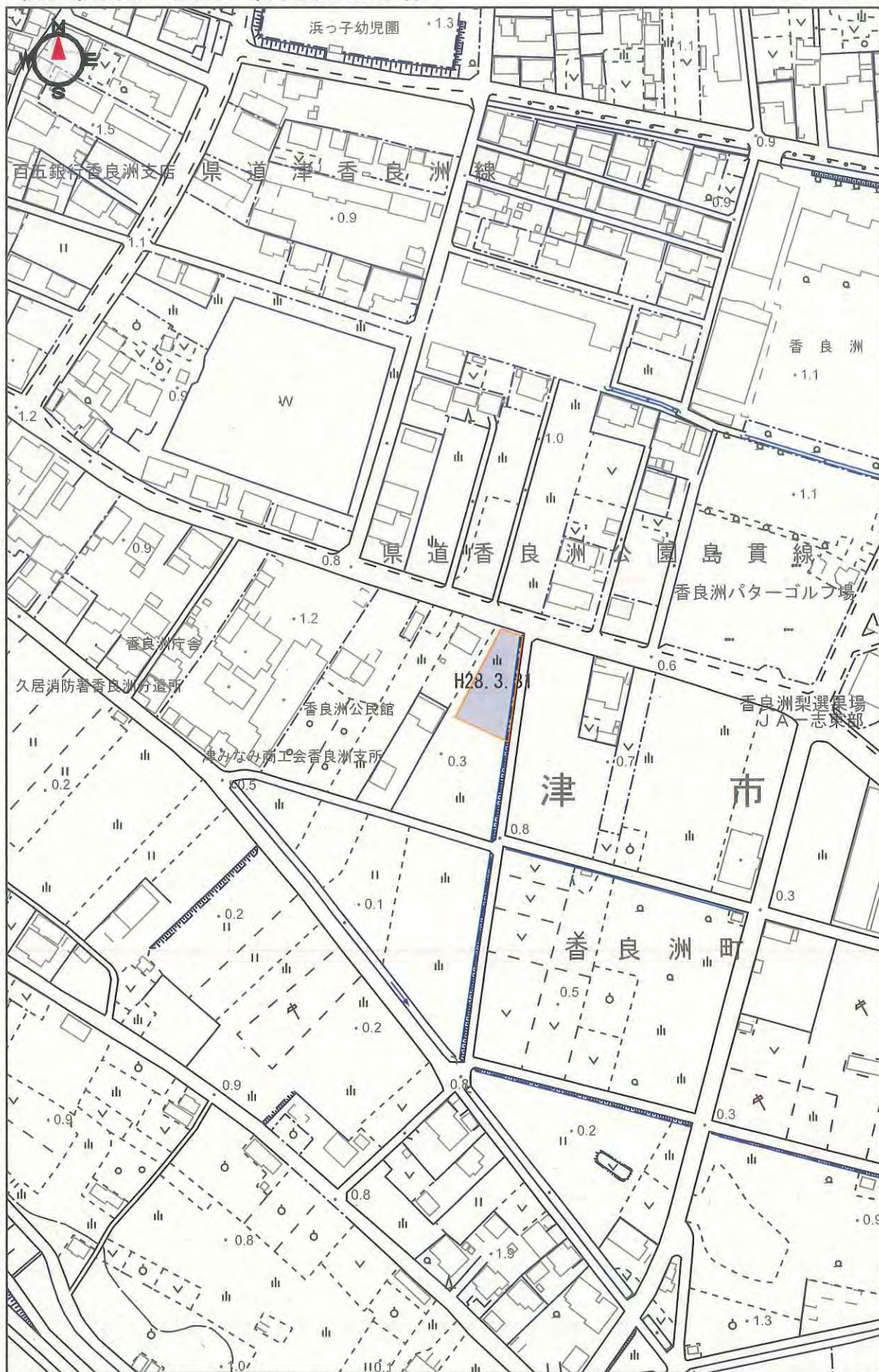
0 100m
1:2,500

津第5-5処理分区



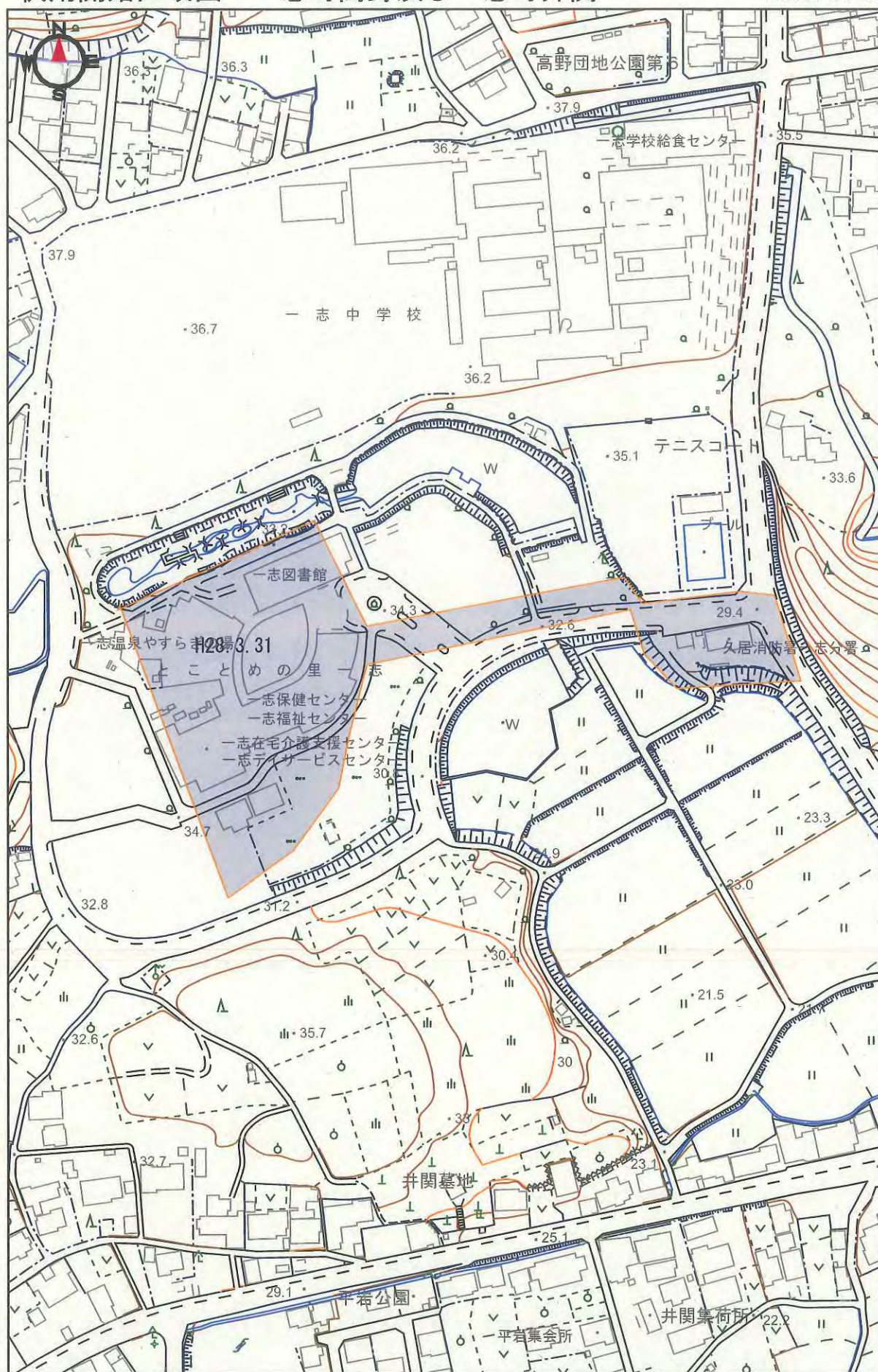
供用開始区域図 香良洲町馬場

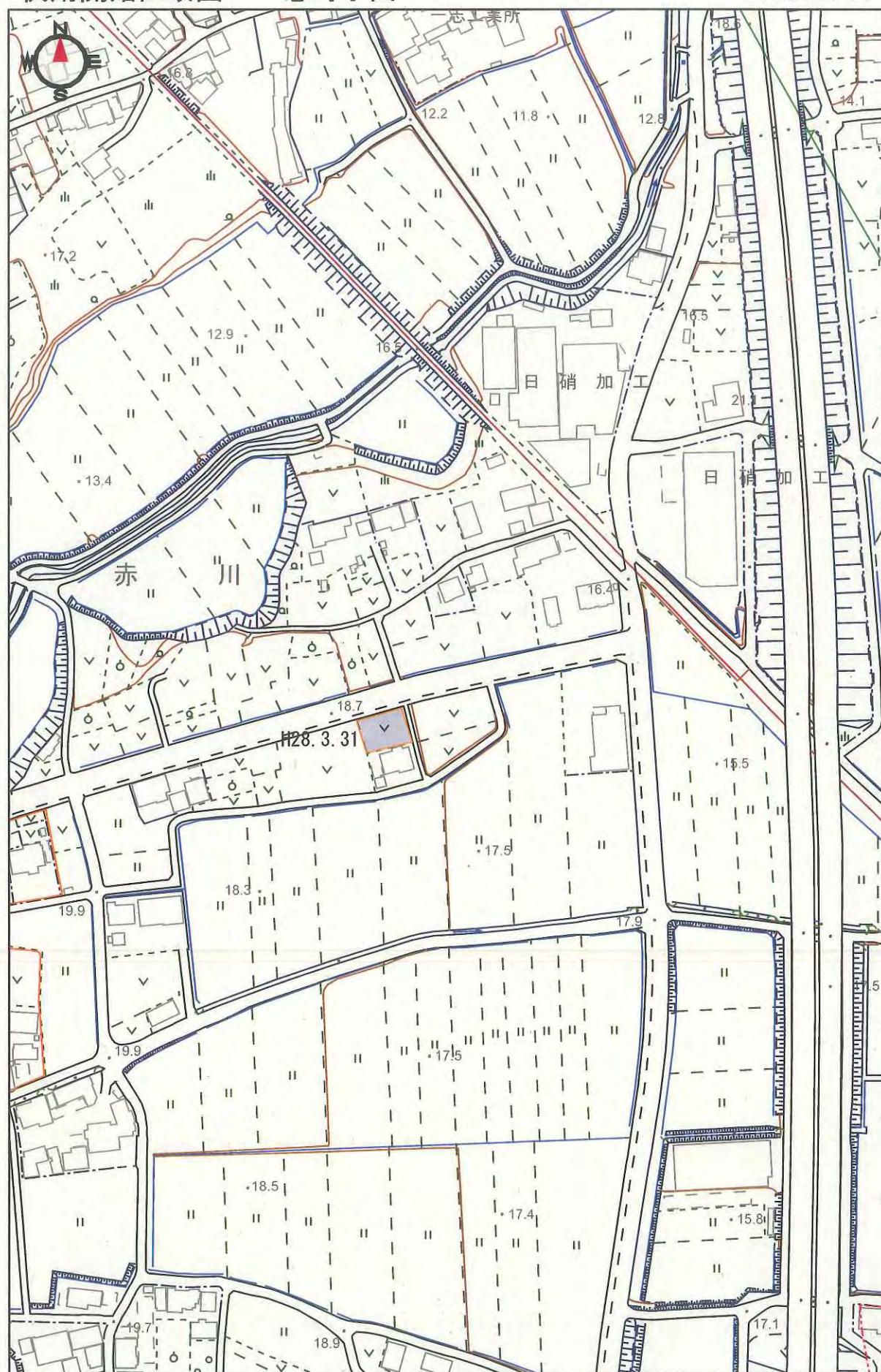
H28. 3. 31



香良洲处理分区



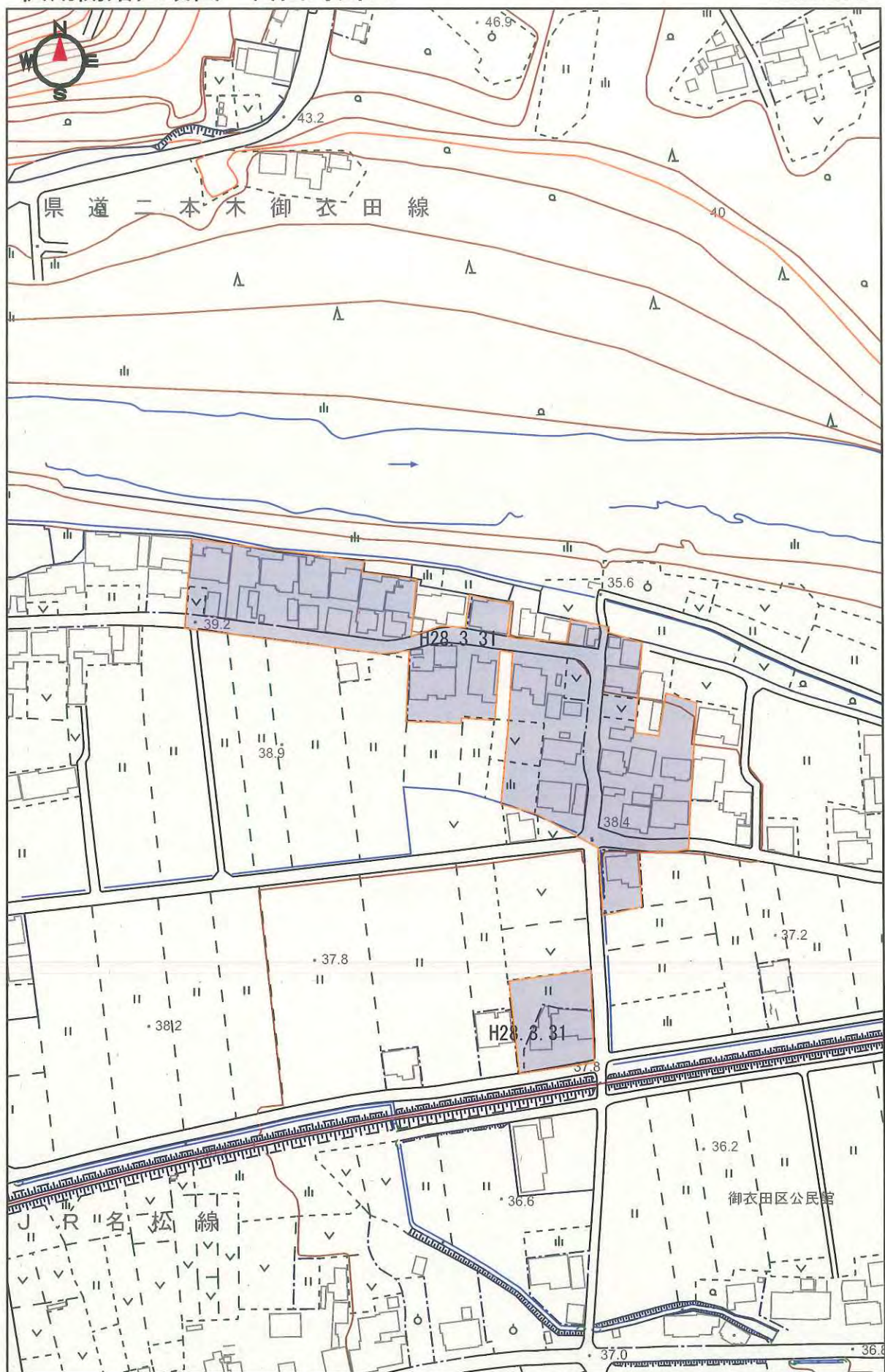


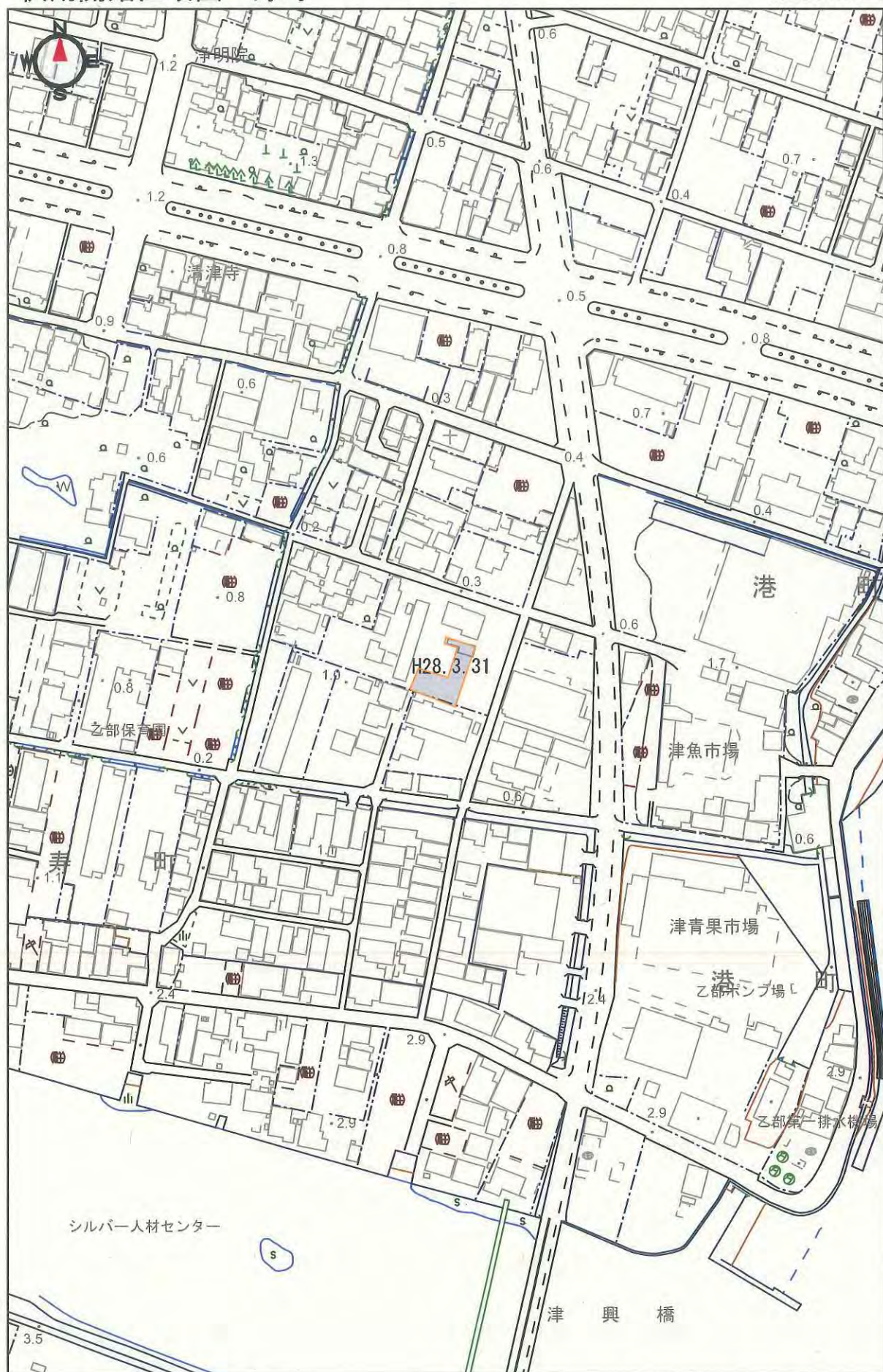


0 100m

1:2,500

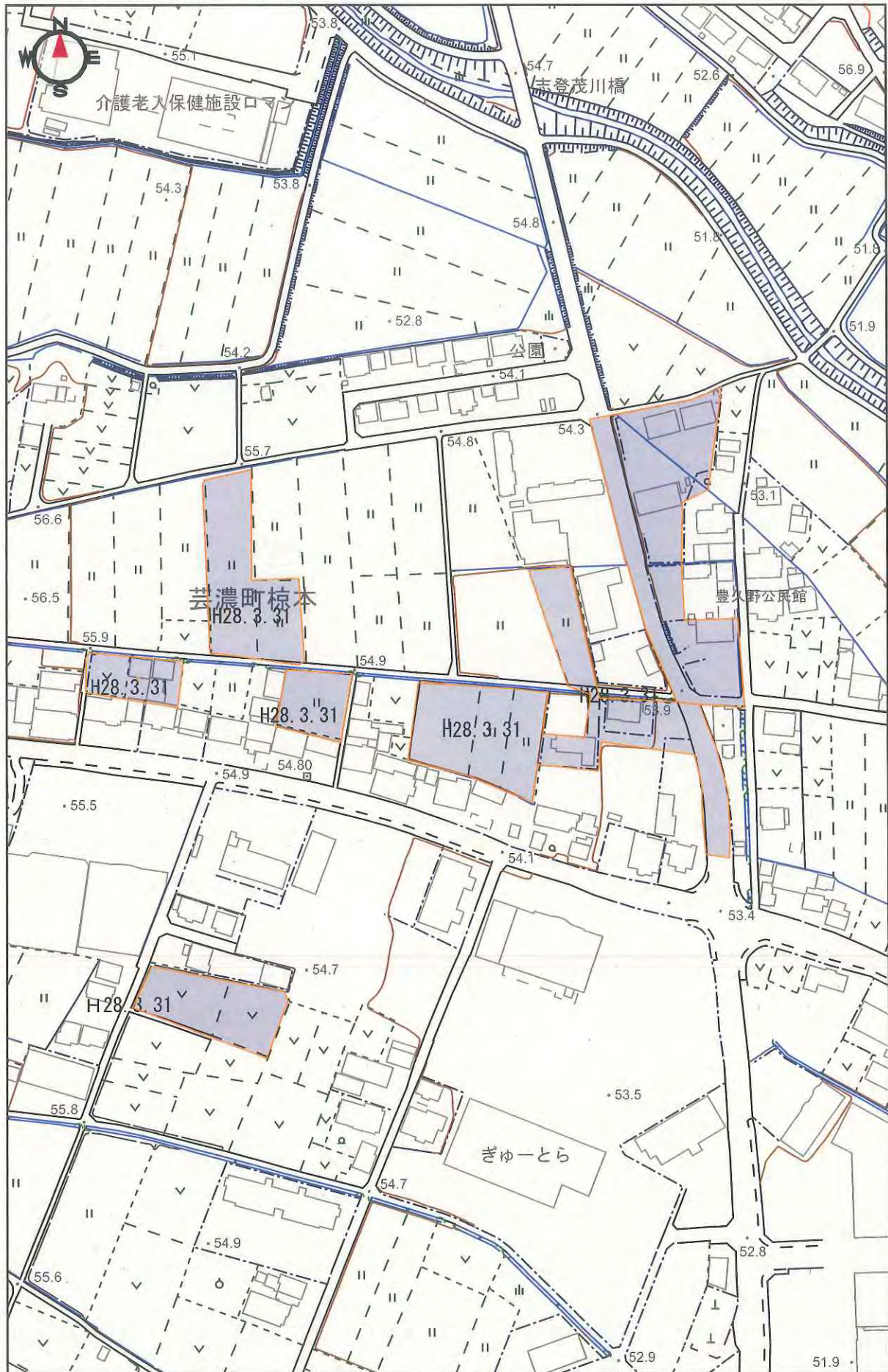
一志第4-1処理分区

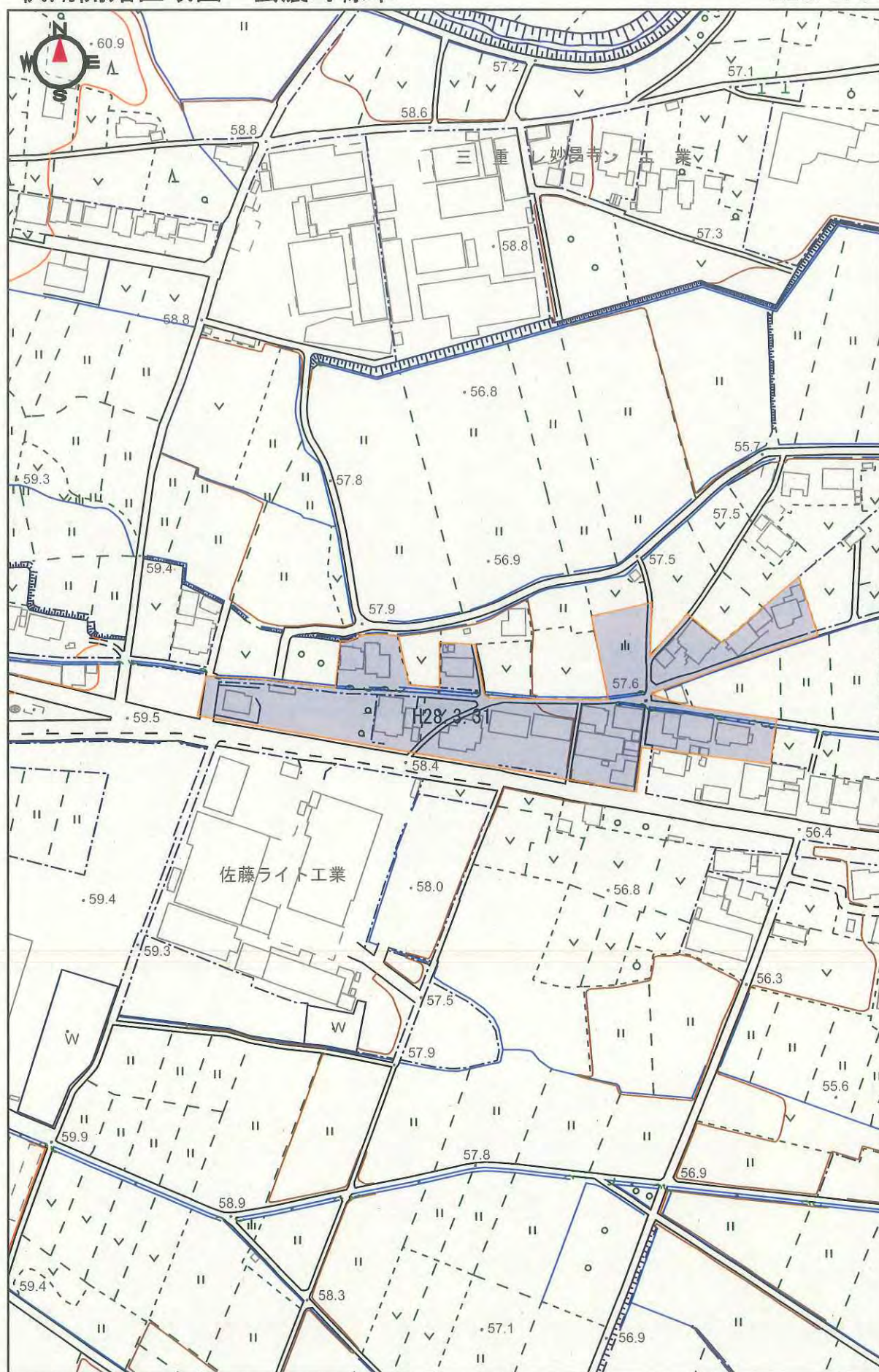


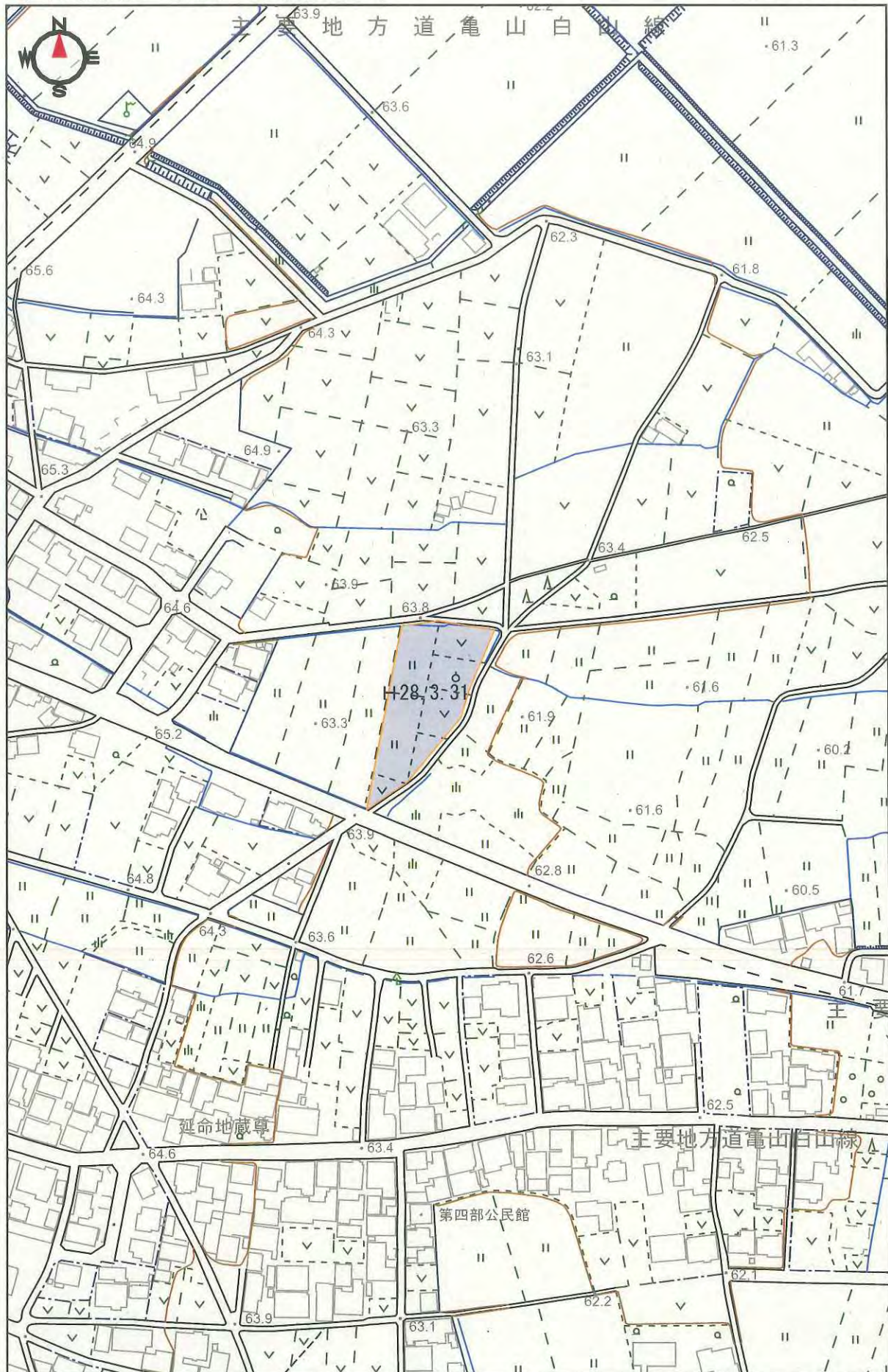


0 100m
1:2,500

橋内東部第二処理分区







0 100m

1:2,500

棕本処理区



0 100m

1:2,500

雲林院処理区

津市消防本部訓令第 1 号

消防本部

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 9 日

津市消防長 山 口 精 彦

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防署の組織に関する訓令（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「及び位置」を「、位置及び担当区域」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	位置	担当区域
津市中消防署西分署	津市一色町 2 5 7 番地	大園町、押加部町、神納、神納町、川添町、桜田町、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、西古河町、博多町、八町一丁目、八町二丁目、八町三丁目、東古河町、美川町、南河路、南新町、安東町、一色町、観音寺町、北河路町、河辺町、渋見町、長岡町、納所町、産品、小舟、殿村、分部、片田井戸町、片田久保町、片田志袋町、片田新町、片田田中町、片田長谷町、片田長谷場町、片田薬王寺町、片田町、神戸、野田、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目
津市中消防署安濃分署	津市安濃町川西 2 0 9 7 番地	安濃町草生、安濃町安部、安濃町中川、安濃町川西、安濃町神田、安濃町南神山、安濃町前野、安濃町光明寺、安濃町今

		徳、安濃町妙法寺、安濃町浄土寺、安濃町連部、安濃町安濃、安濃町内多、安濃町太田、安濃町清水、安濃町曾根、安濃町野口、安濃町戸島、安濃町大塚、安濃町荒木、安濃町栗加、安濃町田端上野、安濃町東観音寺
津市北消防署河芸分署	津市河芸町浜田 8 0 8 番地	河芸町中別保、河芸町一色、河芸町影重、河芸町上野、河芸町東千里、河芸町西千里、河芸町久知野、河芸町中瀬、河芸町北黒田、河芸町南黒田、河芸町高佐、河芸町浜田、河芸町赤部、河芸町三行、河芸町千里ヶ丘、河芸町杜の街一丁目、河芸町杜の街二丁目
津市北消防署芸濃分署	津市芸濃町棕本 6 1 4 1 番地 1	芸濃町棕本、芸濃町楠原、芸濃町林、芸濃町中縄、芸濃町忍田、芸濃町小野平、芸濃町多門、芸濃町北神山、芸濃町萩野、芸濃町岡本、芸濃町雲林院、芸濃町河内
津市久居消防署南分署	津市雲出本郷町 1 6 3 1 番地 1 0	垂水、藤方、南が丘一丁目、南が丘二丁目、南が丘三丁目、南が丘四丁目、城山一丁目、城山二丁目、城山三丁目、高茶屋一丁目、高茶屋二丁目、高茶屋三丁目、高茶屋四丁目、高茶屋五丁目、高茶屋六丁目、高茶屋七丁目、高茶屋小森上野町、高茶屋小森町、雲出伊倉津町、雲出鋼管町、雲出島貫町、雲出長常町、雲出本郷町

津市久居消防署 美里分署	津市美里町足坂 9 0 1 番地 2	久居一色町、大鳥町、稲葉町、 久居緑が丘町一丁目、久居緑が 丘町二丁目、榊原町、美里町五 百野、美里町足坂、美里町三 郷、美里町南長野、美里町北長 野、美里町平木、美里町桂畑、 美里町家所、美里町穴倉、美里 町高座原、美里町日南田、美里 町船山、美里町草生
津市久居消防署 香良洲分遣所	津市香良洲町 1 8 7 8 番地	香良洲町
津市白山消防署 一志分署	津市一志町高野 1 6 0 番地 3 9	一志町井生、一志町大仰、一志 町石橋、一志町井関、一志町波 瀬、一志町八太、一志町片野、 一志町小山、一志町其村、一志 町庄村、一志町小戸木、一志町 新沢田、一志町平生、一志町虹 が丘、一志町みのりヶ丘、一志 町高野、一志町田尻、一志町日 置、一志町其倉
津市白山消防署 美杉分署	津市美杉町奥津 9 1 0 番地 1	美杉町竹原、美杉町八手俣、美 杉町八知、美杉町太郎生、美杉 町三多気、美杉町杉平、美杉町 石名原、美杉町川上、美杉町奥 津、美杉町丹生俣、美杉町上多 気、美杉町下多気、美杉町下之 川

附 則

この訓令は、平成 2 8 年 3 月 2 4 日から施行する。

津市選挙管理委員会告示第4号

土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第6条第1項の規定により、高野井土地改良区総代会総代の総選挙を次のとおり定めたので、同条第3項及び第4項の規定により告示する。

平成28年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----------|--|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|
| 1 | 選挙期日 | 平成28年3月9日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 投票の時間 | 午前8時00分から午後5時00分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 選挙すべき総代の数 | <table><tbody><tr><td>第1選挙区</td><td>9人</td></tr><tr><td>第2選挙区</td><td>1人</td></tr><tr><td>第3選挙区</td><td>2人</td></tr><tr><td>第4選挙区</td><td>2人</td></tr><tr><td>第5選挙区</td><td>8人</td></tr><tr><td>第6選挙区</td><td>1人</td></tr><tr><td>第7選挙区</td><td>6人</td></tr><tr><td>第8選挙区</td><td>2人</td></tr><tr><td>第9選挙区</td><td>3人</td></tr></tbody></table> | 第1選挙区 | 9人 | 第2選挙区 | 1人 | 第3選挙区 | 2人 | 第4選挙区 | 2人 | 第5選挙区 | 8人 | 第6選挙区 | 1人 | 第7選挙区 | 6人 | 第8選挙区 | 2人 | 第9選挙区 | 3人 |
| 第1選挙区 | 9人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2選挙区 | 1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3選挙区 | 2人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4選挙区 | 2人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第5選挙区 | 8人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6選挙区 | 1人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第7選挙区 | 6人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第8選挙区 | 2人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第9選挙区 | 3人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

津市選挙管理委員会告示第5号

平成28年3月9日執行の高野井土地改良区総代会総代選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成28年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

別紙のとおり

1 選挙長

選挙区	住 所	氏 名
第 1 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	野末 孝行
第 2 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	守山 孝之
第 3 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	田端 覚
第 4 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	岸江 五美
第 5 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	村田 昌昭
第 6 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	信藤 眞一
第 7 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	印南 昌彦
第 8 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	池山 允敏
第 9 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	大倉 勝秀

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

選挙区	住 所	氏 名
第 1 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	田中 竹次
第 2 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	中谷 秀央
第 3 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	渡邊 晃一
第 4 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	岸江 良夫
第 5 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	福井 政徳
第 6 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	中島 修
第 7 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	渡邊 久鎧
第 8 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	松岡 伸一
第 9 選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	米崎 利人

津市選挙管理委員会告示第6号

平成28年3月9日執行の高野井土地改良区総代会総代選挙における選挙立
会人を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295
号）第8条第7項の規定により告示する。

平成28年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

選挙立会人

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	北林 正夫
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	奥田 高則
第2選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	倉田 浩
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	竹田 浄
第3選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	工藤 廣文
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	奥田 雅秀
第4選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	前川 昌視
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	岸江 功作
第5選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	森田 薫
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	中山 清平
第6選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	今西 孝輝
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	近藤 光城
第7選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	杉山 政善
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	佐藤 幸宏
第8選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	滝鼻 清
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	松岡 英男
第9選挙区	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	稲垣 清一
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	正後 茂

津市選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成27年津市選挙管理委員会告示第115号は廃止する。

平成28年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

1	50分の1の数	4,541人
2	6分の1の数	37,835人
3	3分の1の数	75,670人

津市選挙管理委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成28年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係告示の整備に関する告示

(津市公職選挙事務取扱規程の一部改正)

第1条 津市公職選挙事務取扱規程(平成18年津市選挙管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、市議会議員及び農業委員会委員」を「及び市議会議員」に改める。

第30条及び第31条中「、市長及び市農業委員会委員」を「及び市長」に改める。

別表第2中「津市農業委員会委員選挙、」を削る。

第5号様式、第10号様式、第10号様式の2、第34号様式、第36号様式、第37号様式、第42号様式、第61号様式(その1)、第61号様式(その3)及び第62号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(津市農業委員会選挙投票区等の廃止)

第2条 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 津市農業委員会選挙投票区(平成18年津市選挙管理委員会告示第12号)
- (2) 津市農業委員会委員選挙における投票用紙の様式(平成18年津市選挙管理委員会告示第13号)
- (3) 津市農業委員会委員選挙に用いる投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印について(平成18年津市選挙管理委員会告示第14号)

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

津市選挙管理委員会告示第9号

平成28年3月9日執行の高野井土地改良区総代会総代選挙において次の者が当選人となったので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成28年3月10日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

別紙のとおり

第 1 選 挙 区		第 6 選 挙 区	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
津市一志町高野1163番地	市川 成己	津市一志町片野331番地	近藤 光
津市一志町高野974番地2	倉田 俊治	第 7 選 挙 区	
津市一志町高野1158番地3	倉田 晴夫	住 所	氏 名
津市一志町高野1122番地	大市 伸英	津市須ヶ瀬町1552番地3	渡邊 久鎧
津市一志町高野1085番地2	大市 正志	津市須ヶ瀬町1573番地2	吉崎 泰一
津市一志町高野1072番地1	稲垣 進	津市須ヶ瀬町909番地	佐藤 三郎
津市一志町高野1250番地	稲垣 祐二	津市須ヶ瀬町1607番地1	杉山 泰彦
津市一志町高野1422番地	稲垣 宗男	津市須ヶ瀬町1598番地	中橋 初治
津市一志町其倉196番地	長江 正治	津市須ヶ瀬町1540番地	印南 克志
第 2 選 挙 区		第 8 選 挙 区	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
津市一志町田尻 1 2 6 番地	田中 昇	津市一志町其村570番地	山口 正美
第 3 選 挙 区		津市一志町其村579番地	松岡 定男
住 所	氏 名	第 9 選 挙 区	
津市一志町日置 4 0 0 番地	森川 益実	住 所	氏 名
津市一志町日置 2 3 3 番地 3	工藤 仁	津市一志町庄村326番地	田端 正輝
第 4 選 挙 区		津市一志町庄村317番地	中條 義正
住 所	氏 名	津市一志町庄村262番地	神波 正司
津市庄田町 2 8 1 2 番地	岸江 勉		
津市庄田町 2 9 4 0 番地	浅尾 正和		
第 5 選 挙 区			
住 所	氏 名		
津市一志町八太 1 6 5 5 番地 1	佐野 勉		
津市一志町八太 6 5 9 番地 1	川合 國隆		
津市一志町八太 8 4 8 番地	中山 雅彦		
津市一志町八太 8 7 5 番地	山口 章		
津市一志町八太 8 7 4 番地 4	西村 秋男		
津市一志町八太 9 8 8 番地	中山 和人		
津市一志町片野 5 5 3 番地 6 9	米田 敏伸		
津市一志町片野 5 9 5 番地 1	松本 勉		

津市選挙管理委員会告示第10号

平成28年3月9日執行の高野井土地改良区総代会総代選挙において次の者に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により告示する。

平成28年3月10日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

別紙のとおり

第 1 選 挙 区		第 6 選 挙 区	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
津市一志町高野1163番地	市川 成己	津市一志町片野331番地	近藤 光
津市一志町高野974番地2	倉田 俊治	第 7 選 挙 区	
津市一志町高野1158番地3	倉田 晴夫	住 所	氏 名
津市一志町高野1122番地	大市 伸英	津市須ヶ瀬町1552番地3	渡邊 久鎧
津市一志町高野1085番地2	大市 正志	津市須ヶ瀬町1573番地2	吉崎 泰一
津市一志町高野1072番地1	稲垣 進	津市須ヶ瀬町909番地	佐藤 三郎
津市一志町高野1250番地	稲垣 祐二	津市須ヶ瀬町1607番地1	杉山 泰彦
津市一志町高野1422番地	稲垣 宗男	津市須ヶ瀬町1598番地	中橋 初治
津市一志町其倉196番地	長江 正治	津市須ヶ瀬町1540番地	印南 克志
第 2 選 挙 区		第 8 選 挙 区	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
津市一志町田尻 1 2 6 番地	田中 昇	津市一志町其村570番地	山口 正美
第 3 選 挙 区		津市一志町其村579番地	松岡 定男
住 所	氏 名	第 9 選 挙 区	
津市一志町日置 4 0 0 番地	森川 益実	住 所	氏 名
津市一志町日置 2 3 3 番地 3	工藤 仁	津市一志町庄村326番地	田端 正輝
第 4 選 挙 区		津市一志町庄村317番地	中條 義正
住 所	氏 名	津市一志町庄村262番地	神波 正司
津市庄田町 2 8 1 2 番地	岸江 勉		
津市庄田町 2 9 4 0 番地	浅尾 正和		
第 5 選 挙 区			
住 所	氏 名		
津市一志町八太 1 6 5 5 番地 1	佐野 勉		
津市一志町八太 6 5 9 番地 1	川合 國隆		
津市一志町八太 8 4 8 番地	中山 雅彦		
津市一志町八太 8 7 5 番地	山口 章		
津市一志町八太 8 7 4 番地 4	西村 秋男		
津市一志町八太 9 8 8 番地	中山 和人		
津市一志町片野 5 5 3 番地 6 9	米田 敏伸		
津市一志町片野 5 9 5 番地 1	松本 勉		

津市監査委員告示第3号

平成28年1月4日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年2月29日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成28年3月2日

津市監査委員	高	松	和	也
津市監査委員	駒	田	修	一
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	青	山	昇	武

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、平成28年1月4日に受理した。

2 請求人の住所・氏名

津市 正 次 幸 雄

3 請求の概要

本件監査請求書、事実を証する書面及び平成28年1月26日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨

市は、一般社団法人津市観光協会（以下「協会」という。）に平成25年度津市観光協会事業補助金（以下「本件補助金」という。）5,350万円を支出したが、本件補助金の支出は、次の理由により不当である。

ア 平成25年度津市補助金充当一覧表（以下「補助金充当一覧表」という。）は、補助金を充当する項目や事業への充当額、充当率が明確に記載され、決定されている。また、補助金を充当しない項目や事業も明確に決定されている。本件補助金について、決められた充当項目や事業に充当率に基づき適正に充当されたのち、残った補助金は、不用補助金として、津市に返還されるべきものである。当初から補助対象外と決定し、補助金が充当されていない項目や事業に、残った補助

金を勝手に充当し使用することは、補助金の趣旨から言って認められない。返還されていない本件補助金は、不用額として翌年度に繰り越されている。

イ 補助金充当率 100% の給料については、1 日 8 時間勤務を 7 時間に変更している。単純に考えれば、給料の 12.5% アップである。この分の補助金も当然返還されるべきものである。1 日 8 時間勤務は、社会常識である。このような変更を認めたら、今後、補助団体で、1 日 6 時間とか 5 時間の勤務を認めることとなる。

(2) 求める措置の内容

平成 26 年 3 月 31 日に交付確定した、本件補助金に係る不当な公金の支出により、津市が受けた損害 270 万 124 円の回復を、平成 26 年 3 月 31 日付け「平成 25 年度観光協会事業補助金の交付確定について（伺い）」の最終決裁者又は津市観光協会に求める。

なお、損害額 270 万 124 円の根拠は次のとおりである。

ア 協会の平成 25 年度決算額及び充当率に基づき算出した補助金額

支出項目	決算額①	補助金充当 一覧表によ る充当率②	充当率より算出した 補助金額（①×②）
事業費			
観光振興事業	5,384,959 円	85%	4,577,216 円
観光宣伝事業	11,313,262 円	100%	11,313,262 円
観光施設等運営 サービス事業	14,954,832 円	100%	14,954,832 円
管理費			
事務費（給料・ 賃金・福利厚生	21,272,125 円	100%	21,272,125 円

費・交通費・通信運搬費・消耗品費・燃料費・光熱水費・使用料及び賃借料)			
事務費(手数料)	20,000 円	50%	10,000 円
			(合計)
			52,127,435 円

イ 管理費のうち事務費の給料について、1 日 8 時間勤務から 7 時間勤務に変更されたことから、1 時間分の給料額を充当率より算出した補助金額より減額

10,620,472 円(平成 25 年度給料額) × 8 分の 1 = 1,327,559 円

52,127,435 円 - 1,327,559 円 = 50,799,876 円

ウ 返還を求める補助金額

53,500,000 円 - 50,799,876 円 = 2,700,124 円

第 2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を商工観光部観光振興課とし、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取した。

3 監査事務の引継ぎ

議員のうちから選任された監査委員の倉田寛次は、平成 28 年 2 月 17 日付けで退任したため、同月 18 日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の青山昇武が監査事務を引き継いだ。

第 3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、商工観光部観光振興課が提出した関係書類、陳述の内容等により確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 本件補助金の交付に係る事実

本件補助金は、津市商工業振興等関係補助金交付要綱（平成18年津市訓第152号。以下「本件補助金要綱」という。）に定める「観光事業の振興を図り、産業経済の発展向上に資する。」を交付目的とし、協会に支出されたものである。

商工観光部観光振興課は、平成25年4月1日付けで、協会会長から「平成25年度一般社団法人津市観光協会事業補助金交付申請書」の提出を受けた。本件補助金は、協会の法人会計、公益事業会計、収益事業会計の3会計のうち、公益事業会計に対し5,350万円の交付申請がなされた。

本件補助金に関し、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「補助金規則」という。）第4条の規定に基づき本件補助金の交付決定をするため、平成25年4月1日付けで「平成25年度津市商工業振興等関係（津市観光協会事業）補助金交付決定について（伺い）」が決裁された。

平成26年3月31日付けで、商工観光部観光振興課は、協会会長から「平成25年度津市観光協会事業実績報告書」の提出を受けた。当該実績報告書の提出を受け、補助金規則第13条の規定に基づき本件補助金の交付すべき額を確定するため、平成26年3月31日付けで「平成25年度観光協会事業補助金の交付確定について（伺い）」が決裁され、本件補助金として5,350万円が交付確定された。

2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

(1) 本件監査請求の適法性に係る判断

ア 不適法な監査請求であると判断したもの

本件監査請求のうち、本件補助金の支出を対象とする請求は、不適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とすることはできない。

イ 適法な監査請求であると判断したもの

協会の勤務時間が8時間から7時間へ変更されたことを、不当な補助金支出の理由としたものについて、本件補助金より後に交付された平成26年度以降の津市観光協会事業補助金を対象とした監査請求は、適法であると判断したので、監査の対象とした。

(2) 適法な監査請求であるとしたものに係る判断

監査の対象とした財務会計行為について、不当行為に当たるという請求人の主張は、認めることはできないものと判断した。

3 結論に至った理由

結論のうち、不適法な監査請求であると判断した理由及び適法な監査請求に係る請求人の主張は是認できないと判断した理由については、次のとおりである。

(1) 不適法な監査請求に係る判断理由について

法第242条第1項に基づく監査請求は、地方公共団体の長又は職員等による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産の管理等を怠る事実があると認めるときは、これらの行為又は怠る事実によって当該地方公共団体が被った財産上の損害の補填のため、又は損害を被ることを防止するための必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

そして、違法又は不当な財務会計上の行為について、同条第2項は「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したとき」は、正当な理由がある場合を除き「これを行うことができない」と定められており、この期間制限の趣旨は、たとえ違法・不当な財務会計上の行為であったとしても、これをいつまでも監査請求あるいは住民訴訟の対象になり得る状態に置くことは、法的安定性を損ない好ましくないためであるとされている。(昭和63年4月22日最高裁判所判決)

そこで本件監査請求についてみると、本件監査請求は平成25年度に津市が交付した補助金を対象として措置を求めているものであるが、本件補助金の交付確定日は平成26年3月31日、精算日は同年5月19日となっていることから、本件監査請求に係る措置請求書の提出は、本件補助金に係る財務会計上の行為の日から、1年を経過した後になされたものであると認められる。

さらに、1年を経過して本件監査請求がなされたことについて、法第

242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるか否かを判断すると、「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて当該行為を知ることができたと解される時点から「相当な期間」内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。（前掲昭和63年4月22日最高裁判所判決）

本件監査請求において法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」について、請求人は平成27年12月2日の津市議会本会議での質疑により本件請求内容を知ることができたとの主張であるが、本件監査請求において請求人が主張する内容のうち、まず協会における勤務時間の短縮に伴って本件補助金が減額されていないという請求人の主張する内容については、平成26年11月25日から同年12月18日にかけて開会された平成26年第4回津市議会定例会における、同年12月4日の一般質問で質疑された経緯があり、同定例会は原則公開のもと開会されていたものであるとともに、市のホームページにおいても同定例会の様子はライブ中継が行われていることから、請求人は当該質疑がなされた日には、本件監査請求をするに足る程度に、本件補助金の内容を知ることができたと解することができる。

次に、本件補助金が決められた充当項目や事業に充当率に基づき適正に充当されていないという請求人の主張について、協会の支出科目別に本件補助金の充当金額、充当率等を記載した一覧表に関しては、平成26年9月16日から同月20日にかけて開会された決算特別委員会において、同月18日から同月19日にかけて質疑された経緯があり、また、同年11月25日から同年12月18日にかけて開会された平成26年第4回津市議会定例会における、同年12月4日の一般質問において、津市観光協会事業補助金の充当の問題について、当初の事業計画や充当率どおりに補助金が交付されておらず、補助金が繰越金へ充当されているのではないかという質疑がなされた経緯があり、同委員会及び同定例会は原則公開のもと開会されていたものであるとともに、市のホームページにおいても、同委員会及び同定例会の様子はライブ中継が行われていることから、当該質疑がそれぞれなされた日には、請求人は本件監査請求をするに足る程度に、本件補助金の内容を知ることができたと解することができる。

よって、本件監査請求が本件補助金に係る財務会計上の行為の日から、1年を経過してなされたことについて、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

以上の理由から、本件補助金に係る監査請求は、法第242条第2項に定める期間を徒過してなされたものとして、不適法なものであると判断した。

(2) 適法な監査請求に係る判断理由について

「(1) 不適法な監査請求に係る判断理由について」において、本件補助金に係る監査請求が、不適法である旨の判断を行ったが、請求人は意見陳述において、協会職員の勤務時間が8時間から7時間に変更されたことについては、平成23年12月に変更され現在も続いていることから、現時点においても引き続き津市が損害を被っているとの主張を行っている。当該主張については、本件監査請求書の中には明示されていないものの、当該主張の内容が本件補助金以後に交付された津市観光協会事業補助金に係る措置請求も含むと解すれば、本件補助金の翌年度に交付された平成26年度津市観光協会事業補助金は、交付確定日が平成27年3月31日、精算日が同年5月21日となっており、当該確定日及び当該精算日から1年以内に本件監査請求は行われていることが認められるものである。よって本件監査請求について、協会の勤務時間が8時間から7時間へ変更されたことを理由とした補助金の不当な支出に係る監査請求に関し、本件補助金より後に交付された平成26年度以降に係る津市観光協会事業補助金の支出を本件監査請求の対象とし、次のとおり判断した。

津市観光協会事業補助金は、本件補助金要綱に定める「観光事業の振興を図り、産業経済の発展向上に資する。」を交付目的とし、協会に支出されたものである。そして、協会において実施されている法人事業、公益事業、収益事業の3事業のうち、平成25年度以降は公益事業に対し補助金が交付されており、平成26年度津市観光協会事業補助金については、協会における平成26年度の公益事業に対し、5,350万円の補助金が交付されている。補助金の交付にあたっては、補助金規則に基づき協会から提出された交付申請書や実績報告書により、事業の内容や事業に係る経費について審査を実施の上、交付決定や交付確定が行われたものであるが、協会職員の給料については、公益事業を実施するにあ

たり必要な経費の一部として、協会は交付申請書や実績報告書に市費充当経費として計上し、観光振興課においては、当該事業及び当該事業に係る経費について法第232条の2や補助金規則第2条に基づく公益上の必要性を認め、本件補助金要綱に基づく補助金交付目的にかなったものとし、職員給料についても事業実施に係る総体的な費用の一環として、補助金の交付対象として認めたものである。また、協会職員の勤務時間については、協会内部の就業規則等で決定されるべきものと解するのが相当であるとともに、当該就業規則等に基づく職員給料について、公益事業に係る従事割合に応じた経費を補助対象としているものである。

以上のことから、勤務時間を8時間から7時間に変更したことにより補助金の減額を行わなかったということのみをもって、不当な補助金の支出を行ったとまでは言えず、請求人の主張は認められないものと判断した。また、このことは平成26年度の津市観光協会事業補助金のみならず、平成27年度の津市観光協会事業補助金についても、同様の判断をするものである。

第4 意見

本件監査請求において、請求人より提出された補助金充前一覧表について、観光振興課の説明によれば観光振興課職員が予算編成のための参考資料として作成したものとのことであった。本件補助金が、補助対象事業の支出額を上回らず、過充当とならないかぎり交付されてきたという性格を持つものであるとしても、本件補助金が、補助金充前一覧表の充当率に基づき支出されているという疑念を請求人に抱かせたことは否定できない。このことから、所管部局においては、補助金に係る資料の取扱いについて、資料の内容に対し疑義を生じさせることのないよう留意されたい。

以上

津市監査委員告示第4号

平成28年1月12日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年3月3日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成28年3月7日

津市監査委員	高	松	和	也
津市監査委員	駒	田	修	一
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	青	山	昇	武

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求は、平成28年1月12日に受理した。

2 請求人

津市 渡 邊 省 三

津市 上 野 達 彦

津市 日 置 良 平

津市 鬼 頭 美佐恵

津市 大 井 節 子

3 請求の概要

住民監査請求書、事実を証する書面及び平成28年2月4日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 請求の要旨

津市は、平成27年8月12日、津市観音寺町地内で協和不動産株式会社が開発を予定している宅地24戸（面積4518.43㎡）ほか開発面積合計7036.09㎡の「観音寺町宅地造成工事」に係る開発を許可したが、当該許可区域内には、都市計画道路上浜元町線（以下、「上浜元町線」という。）が計画されている。この上浜元町線の位置づけは、津市総合計画後期基本計画においては、道路ネットワークの整備におけ

る「域内連携軸の強化」として、生活圏域の一体性を高める幹線道路として整備を進め、「域内連携軸の形成・強化」を推進するための、優先順位の高い都市計画道路であるとされている。また、津市都市マスタープランにおいては、「骨格的な幹線道路網の形成」として、市内の交通渋滞の緩和を図るため、上浜元町線等の環状道路の整備に努めるとされている。さらに、三重県が公表する「津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においては、概ね10年以内に整備（着手を含む）を予定する主要な施設として上浜元町線が示されている。

このような必要な道路等の公共用地を計画的に取得することを目的に「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）」が制定されており、県、市町村等がその土地を公共施設の整備等に必要なものと判断したときは、土地の所有者と協議を行い、合意に至ればその土地を買取することができる。また、道路等公共施設の用に供する用地を事業認可等の前に土地開発公社を活用して先行取得する方法もある。

しかしながら、津市は、この当該開発区域内にある「上浜元町線」について公有地の拡大の推進に関する法律に基づく用地取得の協議はもとより、先行用地取得をも作為的に行わず、将来において買収することにより事業推進を図ることとした上で、この観音寺町宅地造成工事に係る開発行為（以下、「当該開発行為」という。）が周辺住民に対し事前の十分な説明がなされないまま許可されている。この都市計画道路用地を開発前に先行取得すれば、28,200,000円で済むところ、現時点での見積想定額234,201,000円で取得する方法を選択した。そもそも、地方自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされ、また、地方財政法（昭和23年法律第109号）は予算の執行に関して、同法第4条第1項で「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定められ、公金支出の必要最小限の原則を旨としているにもかかわらず、206,001,000円もの余分な経費が必要と認識し、この上浜元町線の整備を進めようとしている。すなわち、①違法又は不当な公金の支出、②違法又は不当な財産の取得、管理又は処分、③違法又は不当な契約の締結又は履行が相当な確実さで予測が可能であり、また、市当局はその確

信を持っている。

(2) 求める措置の内容

違法行為の是正のため、当該開発許可に関与した津市長をはじめとする決裁権者、関与した責任者に対して、損害を賠償し、市としての姿勢を正すことを求める。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を都市計画部開発指導室とし、関係書類の提出及び書面による事実関係の説明を求めた。

3 監査委員の辞退及び交代

議員のうちから選任された監査委員の倉田寛次は地方自治法第199条の2の規定の趣旨を踏まえ、辞退する申出があったため、関与していない。また同委員は、平成28年2月17日付けで退任したため、同月18日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の青山昇武が監査を実施した。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、都市計画部開発指導室が提出した関係書類、陳述の内容等により確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 津市総合計画後期基本計画について

津市においては、津市が目指すべき将来像や、まちづくりの方向性など今後の市政運営の基本となる津市総合計画を策定されている。

総合計画は基本構想と基本計画に分けられ、基本構想については、津市のまちづくりの基本理念や目指すべき将来像、まちづくりの目標などを明らかにしている。また、基本計画については、基本構想の考え方に基づき、より具体的な事業展開の方向などを示している。なお、計画期

間については、基本構想は平成20年度から平成29年度の10年間、基本計画は前期及び後期それぞれ5年とし、前期計画は平成20年度から平成24年度までの5年間、後期計画は平成25年度から平成29年度までの5年間としている。

この後期基本計画においては、活力のあるまちづくりを目指し、交流機能の向上にも資する道路ネットワークの整備を図るため、体系的な道路網の整備として、域内連携軸を形成するため、本市の骨格を形成し広域交通へのアクセスの利便性を向上させ、生活圈域の一体性を高める幹線道路として上浜元町線等の整備を進め、域内連携軸の形成を推進するとされている。

(2) 津市都市マスタープランについて

「津市都市マスタープラン」は上位計画である「津市総合計画」などの関係計画を踏まえ、将来の都市構造や土地利用、都市計画の基本的な方針など、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として平成22年7月に策定されている。

同プランでは都市づくりの分野別方針の交通体系の形成方針において、道路ネットワークの構築を目指し、「骨格的な幹線道路網の形成」として都市部の通過交通を分散するとともに、市内の交通渋滞の緩和を図るため、上浜元町線等の環状道路の整備に努めるとされている。

(3) 津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

「津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画法第6条の2の規定に基づき、三重県が都市計画区域全体を対象として、広域的見地から、都市計画の基本方針として個別都市計画区域毎に策定されたものの一つである。

三重県が平成25年に変更し、公表した「津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針のうち、交通施設の都市計画の決定方針として、概ね10年以内に整備（着手を含む）を予定する主要な施設の一つとして、「種別：道路、都市計画道路名：3・4・14上浜元町線、路線名：一般県道津久居線」が挙げられている。

(4) 津市道路整備計画について

津市が、合併前から事業を継続している路線や整備計画路線等につい

て、効率的に投資効果の上がる道路整備を推進するとともに、幹線道路等の整備を行う路線の整備箇所や時期を示すことで、これまで蓄積してきた都市基盤を活用しつつ、効率的・効果的な基盤整備を進めるため、「津市道路整備計画（以下、「整備計画」という。）」が平成２０年４月に策定されている。整備計画は１０箇年計画であり、要整備路線３１路線が市道整備路線として抽出されている。

平成２８年１月末現在での進捗状況は１３路線が着手、うち６路線が完了しているものの、１８路線が未着手となっている。

なお、整備計画は計画期間の中間時期である平成２５年３月に見直しが行われ、未着手路線１８路線の整備優先度を評価し、Ａ（評価順位１位から５位の５路線）、Ｂ（評価順位６位から１０位の５路線）、Ｃ（それ以外の８路線）の３段階にランク付けが行われている。

(5) 上浜元町線について

上浜元町線は津市上浜町六丁目から津市久居元町までを区域とする総延長９，３８０ｍの路線であり、工区を分割して整備が行われている。本件監査請求の対象となる観音寺町宅地造成工事区域が含まれる工区は観音寺工区であり、見直し後の整備計画において路線名「都市計画道路上浜元町線③」として要整備路線３１路線の一つとされているが、現時点においては未着手である。なお、平成２５年３月に行われた未着手路線の整備優先度評価では、最も優先度が高い整備優先度Ａに位置づけられ、未着手路線における整備優先度Ａ内での優先順位は第４位となっている。

(6) 当該開発行為に係る開発許可について

当該開発行為は、平成２７年４月下旬から津市観音寺町地内の宅地造成を目的とした開発行為に係る事前協議が開始され、同年７月３日付けで都市計画法第３２条に基づく「公共施設管理者との協議申出書」が提出されており、津市開発事業調整部会に付議され、同法第３２条の規定による公共施設管理者との協議及び同法第３３条の規定による技術基準に係る審査が行われている。同開発事業調整部会からは開発区域内に上浜元町線の計画があることから「建築物の建築は極力、都市計画道路の区域外で検討すること。止むを得ず都市計画道路の区域内で建築をする場合は、都市計画法第５３条に基づく許可申請手続きをされるよう土地購入者及び建築主に伝えること。」との条件や、地域への配慮として「防

犯灯の設置について協議すること。」等の意見・条件が事業者へ提示され、協議を重ねた結果、公共施設管理者の同意書（確認済書）が平成２７年８月６日付けで交付されている。

当該同意書の交付に基づき、平成２７年８月７日付けで当該開発行為に係る許可申請書が事業者から提出され、審査を経た後、津市より平成２７年８月１２日付けで開発行為許可書が交付されている。

(7) 見直し後の整備計画における対象路線の整備の考え方について

見直し後の整備計画においては、道路整備を行うに当たり、道路整備費は先ず着手済み路線の残事業に配分され、未着手路線の新規事業化については、新規事業への充当可能額及び社会情勢を踏まえつつ、優先度の高い路線から事業費・事業期間・事業環境を十分に考慮の上、選定し順次事業着手することとされている。

(8) 上浜元町線観音寺工区における用地買収について

上浜元町線観音寺工区については、現時点では事業化の目途が立っていないことを理由として、道路用地の先行取得は行われていない。

2 結論

本件監査請求について、適法な監査請求であると認めることはできないと判断した。

したがって、請求人の主張については、監査の対象とすることはできない。

3 結論に至った理由

本件監査請求において、請求人は観音寺町宅地造成工事に係る開発行為の許可について、その違法行為の是正のため、当該開発許可に関与した津市長をはじめとする決裁権者、関与した責任者に対して、損害を賠償し、市としての姿勢を正すことを請求している。

ところで、地方自治法第２４２条第１項の規定に基づく監査請求は、地方公共団体の長等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときに、当該地方公共団体が被った財産上の損害を是正し、又は損害を被ることを防止するため、当該地方公共団体の住民に監査請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものである。このことから、監査請求の対象が財務会計上

の行為又は怠る事実に限られることは、監査請求制度の趣旨に照らして明らかである。

本件監査請求において、請求人が損害賠償の措置を求める前提の開発行為の許可は都市計画法上の行政処分であり、財務会計上の行為にはあたらない。

以上の理由から、本件監査請求は、住民監査請求制度の趣旨及び目的に照らし、適法なものであると認めることはできないものと判断した。

第4 意見

監査の結果、請求人の主張は認めることはできないものであったが、当該開発行為に対し、請求人をはじめとする地元住民からはより詳細な説明を求めるなど様々な要望が出されており、事業担当部局においては事業者とともにその対応に努めていることが認められる。

事業担当部局においては、事業者に対し、当該開発行為の許可に付された条件が遵守され、地元住民との間で問題が生じることのないよう指導を行うなど、今後も適切な対応に努められるよう意見するものとする。

以上